

第15回通常総会議案書

令和8年6月3日
於：新潟グランドホテル



公益社団法人 新潟法人会

議 事 次 第

1. 開 会 の 辞
2. 会 長 挨 拶
3. 議 事

議長選出

議事録署名人選出

決 議 事 項

第1号議案 令和7年度 決算報告承認の件

第2号議案 その他

報 告 事 項

(1) 理事会承認事項

令和7年度 事業報告

令和8年度 事業計画等

- ・ 事業計画書
- ・ 収支予算書
- ・ 資金調達及び設備投資の見込み
- ・ 事業の内容

(2) その他

4. 来 賓 祝 辞
5. 閉 会 の 辞

令和7年度事業報告

(令和7年4月1日～令和8年3月31日)

I 概況

令和7年度は、年間を通して、税知識の普及、納税意識の高揚に努め、適正・公平な申告納税制度の維持・発展と税務行政の円滑な執行に寄与すると共に、地域企業と地域社会の健全な発展に貢献することを目的とし、法人会の原点である「税」に関する活動に軸足を置きながら、諸施策に取り組みました。

主な事業活動の概況は以下の通りです。

〔公益関係〕

税を巡る諸環境の整備改善事業として、税に関する研修・セミナーは、公益性を高めるため、会員のみならず一般市民も対象に実施し、多数の方にご参加いただきました。特に当局より普及に向けて要請のある電子申告（e-Tax）やキャッシュレス納付等については、納税者の利便性向上と税務行政の効率化を図るため、税務署、金融機関と連携し実践的な研修会を開催しました。

租税教育活動では、小学生を対象に、租税教室や税に関する絵はがきコンクールを積極的に実施し、その結果前年より多くの児童からご参加・ご応募をいただきました。

税の広報活動としては、会報の発行やホームページの公開、新聞による広報を実施しました。

税制提言活動は法人会の最重要な活動のひとつであり、新潟県連と合同で今後の望ましい税制のあり方について提言をまとめ、全法連に提出しました。その後新潟県連と連携して管内選出の国会議員や知事、市長、各議会議長に対して提言を実施しました。

〔共益関係〕

組織の強化・充実、広報活動、青年部会・女性部会の充実のための事業、会員企業の福利厚生に資する事業に取り組みました。

福利厚生制度では、全法連による「チャレンジ100」と銘打った制度加入企業拡大キャンペーン（県連単位）に、厚生委員会を中心として紹介活動を積極的に推進しました。

〔管理関係〕

事務精度の向上を志向し、諸規程の整備やWebを活用した諸会議への参加、事業活動態勢の改善等、管理運営の合理化に努めました。

令和7年度は育児・介護休業法の改正に対応するため、「職員就業規則」を一部改定しました。

Ⅱ 公益関係

1. 税を巡る諸環境の整備改善事業

(1) 税に関する研修・セミナー事業

① 各研修会・セミナー事業

決算説明会、税制改正、新設法人税務研修会、年末調整や確定申告等、申告実務を中心に計画通り開催しました。

開催状況は以下の通りです。

テ ー マ	申込数	実施回数	講 師 名
決算期別説明会	427名	8回	新潟税務署 担当官
新設法人対象の税務研修会	83名	4回	新潟税務署 担当官
令和7年度税制改正のポイントについて	169名	4回	新潟税務署 担当官
フレッシュマンのための会社税務について	49名	1回	新潟税務署 担当官
相続税・贈与税について	34名	1回	新潟税理士法人 深滝合同事務所 税理士 星 野 拓 也 氏
土地・建物の税金について	30名	1回	新潟税務署 担当官
やってみよう！ e-Tax eLTAX ダイレクト納付	115名	2回	新潟税務署 担当官 第四北越銀行 事務サービス部 担当者
年末調整実務のポイントについて	338名	5回	新潟税務署 担当官
経理・税務のレベルアップ研修会	23名	1回	新潟税務署 担当官
確定申告のポイントについて	22名	1回	新潟税務署 担当官
税務行政におけるDX ～税務行政の将来像の実現に向けて～	43名	1回	新潟税務署長 伏 木 生 祐 子 氏
これからの社会に向かって	24名	1回	新潟税務署 副署長 五十嵐 記 子 氏
税務署長との懇談会	19名	1回	新潟税務署長 伏 木 生 祐 子 氏
租税教室研修会	15名	1回	藤木サッシ(株) 羽 田 豊 氏
税務研修会<査察官について>	27名	1回	新潟税務署 担当官

合 計

1,418名 33回

※税法・税務関連の各種テキスト等を作成し、研修会等の開催時等に会員及び一般市民に配付しています。

配付したテキスト等は、「資料1」（「研修・セミナーで配付したテキスト等」の(1)税に関するもの）の通り（P20）

② インターネットセミナーの提供

研修会・セミナーで当会のホームページと一緒に周知を図りました。新たな研修会の形態としてインターネットセミナーの提供を行っています。当法人会ホームページ上にバナーがあり、ネット配信され、24時間いつでも無料でご覧いただけます。

このセミナーは、税務・経営・労務・健康等、広範囲の内容で多彩な講師陣を揃えており、多数の方にご利用いただいております。令和7年度のログイン数は2,817回でした。

(2) 講演会事業

税務署幹部職員等による、「税務行政におけるDX」や「税制改正について」などの社会情勢等に即したテーマの講演会を開催しました。

(3) 租税教育活動

公益法人として、青年部会と女性部会を中心に「租税教育活動」に積極的に取り組みました。

① 租税教室

小学校高学年の児童を対象に、税の重要性を正しく理解し関心を持ってもらう目的で「租税教室」が開催され、青年部会では講師として参加しています。青年部会では、GIGAスクール設備を有効に活用し、時短・効率化により授業内容の拡充を図って、税と社会制度が一体的に演習できるような新方式を工夫した授業を行い、大変ご好評をいただいております。

令和7年度は、市内の小学校13校で34コマを担当し、1,065名の児童が受講しました。

② 税に関する絵はがきコンクール

女性部会では、小学生への租税教育活動として「税に関する絵はがきコンクール」を継続実施しています。租税教室等を通じ「税の大切さ、役割」を学んでもらい、その知識や感想を「絵はがき」にすることで、理解をより深めてもらうことが目的です。

令和7年度は、新潟市内の小学校に電話により絵はがきコンクールへの参加を要請し、28校から882点の作品応募がありました。応募作品数は前年比+8点とわずかながらも増加となりました。その中から、金賞1名、銀賞1名、銅賞1名及び新潟税務署長賞2名、新潟市租税教育推進協議会長賞1名を選定し、表彰しました。

優秀賞を加えた全受賞作品を、税を考える週間に合わせて11月12日から11月20日までNEXT21とアピタ新潟西店、アピタ新潟亀田店にそれぞれ掲示しました。

③ 「税についての作文」事業

新潟税務署管内税務団体協議会の一員として、中学生及び高校生の「税についての作文」事業の応募作品の中から、中・高校生それぞれ1編ずつに対して新潟法人会から会長賞を授与し、会報160号で紹介しました。

④ 新潟市租税教育推進協議会の活動

租税教育の更なる充実を目的に、以下の活動に参加しました。

ア. 新潟市租税教育推進協議会定期総会

開催日 令和7年10月21日（火）

場 所 新潟税務署 2階会議室

議 題 (1) 令和6年度事業報告 全員賛成
(2) 令和7年度事業計画（案） 全員賛成

イ. 租税教室意見交換会（1回）

開催日 令和8年3月25日（水）

場 所 新潟市役所 ふるまち庁舎302会議室

議 題 ・租税教室の意見交換
・令和8年度の租税教室の申込状況等について

(4) 税の広報活動

① 新潟法人会「会報」及び全国法人会総連合機関誌「ほうじん」の配付

税、経営等に関する最新の情報を提供するため、新潟法人会の「会報」を年3回、全法連「ほうじん」を年4回（季刊発行）、会員及び一般向け（県庁・市役所・第四北越銀行）に無料で配付しました。

② 新聞による税の広報

確定申告期のスタートにあたり、2月11日（水・祝）の新潟日報朝刊に会長挨拶及び税務署の確定申告のPRを会員紹介記事と合わせて全面広告（白黒）にて掲載しました。

③ ホームページによる税の広報

- ・国税庁の最新情報をホームページにリンクしてお知らせしています。
- ・各種研修会・セミナー情報を含め、様々な法人会情報を掲載し、広く発信しています。
- ・研修・セミナーの参加申し込みをホームページからも申込できるようにしています。

(5) 企業の税務コンプライアンスの向上

企業の内部統制の強化や経理水準の向上は、企業の成長や税務リスクの軽減のために重要です。

法人会では国税庁・日税連・全法連の3者で作成した自主点検チェックシート・ガイドブックを活用し、企業の税務コンプライアンス向上に取り組んでいます。各種研修会・セミナーの冒頭や、会報・ホームページ等でツールの紹介と活用を

お知らせしています。

(6) **添付書類も含めたe-Taxの普及・定着及びキャッシュレス納付の利用拡大などの電子化に向けた取り組み**

納税者の利便性向上、税務行政の効率化を図るため、税務署・金融機関と共にe-Tax、キャッシュレス納付等の周知・促進についての研修会を開催しました。また全会員向けにアンケートを実施し、利用状況の把握と推進に努めました。

2. 税制改正提言活動

(1) **税制改正に関する提言の概要**

本年度も「今後の望ましい税制のあり方」を基本テーマに設定し、国・地方を通じて徹底した行財政改革の推進と、中小企業の置かれている厳しい状況を踏まえ、中小企業の活性化に配慮した提言を検討しました。

「税制改正に関するアンケート調査」の実施結果も併せて、令和7年6月10日に新潟県連との合同税制委員会を開催し、要望事項を取りまとめて全法連へ提出しました。

新潟県連と合同でまとめた要望事項は、「資料2」の通り（P22）

(2) **要望実現のための提言活動の展開**

全法連では、各県連からの「税制改正要望」をもとに、9月26日理事会において「税制改正に関する提言」が決議されました。これをもって新潟県連及び単位会は要望実現のための提言活動を展開しました。

新潟法人会では、税制委員長、専務理事、事務局長で編成した要望団によって、令和7年12月4日、管内選出の衆参両院の国会議員に対し提言書を提出しました。更に、地方自治体に対する要望活動として、県知事・県議会議長、市長・市議会議長へ提言書を提出しました。

「令和8年度税制改正に関する提言」（要約）は、「資料3」の通り（P29）

(3) **法人会の税制改正提言の主な実現事項（全法連）**

法人会が提言した項目のうち改正が行われたものは、「資料4」の通り（P34）

3. 地域の経済社会環境の整備・改善を図るための事業

(1) 経営支援に関するセミナー（研修会）の実施状況

研修会開催状況は以下の通りです。

テ ー マ	申込数	実施回数	講 師 名
日本を取り巻く世界経済・安全保障情勢 ～今後の動向を読み解く～	151名	1回	ロールシャッパ・アドバイザリー 代表取締役 ジョセフ・クラフト 氏
地方経済の今 ～経済学から考える地域活性化～	182名	1回	エコノミスト 崔 真 澄 氏
出張！ゴルゴ塾 命の授業	396名	1回	ゴルゴ 松 本 氏
生成A I を仕事に活かす！ 初心者のための体験型セミナー	77名	2回	第四北越ITソリューションズ(株) 佐 藤 大 輔 氏 阿 部 弥 生 氏
会社がもらえる助成金活用のポイントについて	46名	1回	高橋公認会計士事務所 公認会計士 税理士 社会保険労務士 高 橋 信 太 氏
情報セキュリティ対策について ～フィッシング詐欺・サポート詐欺から 身を守るために～	34名	1回	(株)ITスクエア 平 岩 良 和 氏
健康保険制度と改正育児・介護休業法について	73名	1回	全国健康保険協会 新潟支部 企画総務グループ 浅 井 宏 氏 新潟労働局 雇用環境・均等室 関 口 久 志 氏
減価償却の基本について	90名	1回	高橋公認会計士事務所 公認会計士 税理士 社会保険労務士 高 橋 信 太 氏
カスタマーハラスメント対策について	27名	1回	弁護士法人 中村・大城国際法律事務所 弁護士 小 林 哲 平 氏
健康経営研修会	19名	1回	(株)高助 後 藤 祐 太 朗 氏
生成A I 利用時の注意点 ～著作権、個人情報の取扱いを中心に～	26名	1回	弁護士法人 一新総合法律事務所 理事 新潟事務所長 朝 妻 太 郎 氏
健康経営の取組について ～健康で生き生きと働くために～	16名	1回	(株)アイセック 代表取締役CEO 木 村 大 地 氏
補助金の「きほん」の「き」 補助金って難しいものだと思いませんか？	8名	1回	INANO KIKAKU 代表 稲 野 純 也 氏
若手・新入社員研修	19名	1回	Kアプローチ 菊 野 麻 子 氏
新潟県の天気の特徴とこれまでの気象災害、 これからの防災	15名	1回	気象予報士・防災士 宮 崎 由 衣 子 氏
2026年企業経営のポイント！	17名	1回	オフィスBEAコンサルティング(株) 阿部中小企業診断士事務所 阿 部 哲 也 氏
事業承継問題と悪質M&Aについて	25名	1回	弁護士法人中村・大城国際法律事務所 弁護士 中 村 崇 氏

Ⅲ 共益関係

1. 会員支援のための親睦・交流及び福利厚生に資する事業

(1) 組織の強化・充実

会員増強に関しては、会員の減少に歯止めをかけるべく、令和7年度も「前年以上の会員数確保」を基本方針とし、「役員一人1社以上獲得運動」を中心に役員の参画と指導のもと新規加入の推進を行いました。

また、協力保険会社3社、税理士会、青年部会、女性部会及び各地域部会にも例年通り協力を要請し推進しました。

しかし、近年高まる後継者問題や物価上昇等の影響により廃業・統合や経費削減を理由とする退会が増加し、残念ながら、令和8年3月末現在で2,651社と3,000社を大きく割り込んでしまっています。

[令和7年度の施策]

- ① 「役員一人1社以上獲得運動」の推進
- ② 年間の新規獲得数により表彰（団体、個人、特別）
- ③ 報奨金の支給
全法連の施策にあわせ、新潟法人会でも新規会員獲得者に報奨金を支給
令和7年度も前年度に引き続き推進員・代理店に対して上乘せ支給とした
- ④ 新設法人データの活用
- ⑤ 各研修会、新設法人税務説明会の会場で事務局が入会を勧奨
- ⑥ 新規会員紹介活動を全会員に拡大
- ⑦ 地域社会貢献活動・特別講演会のアンケートで新規会員紹介を依頼

会員数 推移 (単位：社)

所管法人数	会 員 数			加入率%	R8年3月末
	R6年12月末	R7年12月末	増減数		
12,818	2,733	2,675	△58	20.9%	2,651

(2) 広報活動の充実

- ① ポスター・パンフレットによるPR
全法連のポスター・パンフレットを活用し、PRを展開しました。
 - ・キャッチコピー：「税に強い経営者が次世代を支える！」
 - ・デザインイメージ：経営者(子ども社長)と寄り添う「けんた」をアイキャッチに、「次世代」という言葉と子どものビジュアルで、税による明るい未来を目指す法人会の存在意義や社会貢献への意識を表現
- ② 新潟日報紙面で会員企業紹介
確定申告開始時期に合わせ、新潟日報2月11日(水・祝)朝刊紙面の全面で、確定申告情報、会長挨拶、地域貢献講演会情報と会員企業の紹介広告を掲載しました。

(3) 部会等事業の充実

- ① 青年部会の活動
 - ・部会員の親睦、交流を深めるため、ゴルフ大会やモルック大会を開催しました。

- ・異業種交流、情報交換のため、令和7年9月11日（木）に企業訪問研修を実施しました。
- ② 女性部会の活動
 - ・部会員の資質向上を図るため、令和7年10月28日（火）に企業訪問研修を実施しました。
 - ・部会員の親睦、交流を深めるため、令和8年2月12日（木）に「新年会」を開催し、新潟税務署長の講演会&座談会を実施しました。

部員数 推移

	R 6年3月末	R 7年3月末	R 8年3月末
青年部会	42名	52名	49名
女性部会	37名	41名	40名

(4) 福利厚生事業

全法連の福利厚生制度は、会員企業の安定経営の面で、また法人会の会員増強や財政基盤維持確保の面で重要なものであり、厚生委員会が中心となって紹介活動を展開しました。

① 福利厚生制度連絡協議会の開催

令和7年9月10日(水)第3回理事会終了後に、法人会と福利厚生制度協力保険会社3社との連携を密にするため、福利厚生制度連絡協議会を開催しました。

② 保険3社の加入状況について

保険3社の加入状況（令和8年3月現在）

	大型保障制度	ビジネスガード	がん保険制度
会員加入率	24.4%	24.1%	18.1%
加入企業数	668社	646社	485社

③ 福利厚生制度加入企業拡大活動「チャレンジ100」

令和7年度は、全法連による福利厚生制度推進施策の名称を「チャレンジ100」に改め活動を継続しました。制度創設時の思い、原点に立ちかえり、「1社でも多くの会員企業様を守る」ために、加入企業と新契約件数の拡大に積極的に取り組みました。

(5) 会員支援事業

- ・令和7年度優良経理担当職員表彰式（第54回）

勤続10年以上の経理担当者及び5年以上の指導的立場の職員で、経営者が特に推薦する人を対象に表彰式を開催しました。

優良経理担当職員表彰式

開催日 令和7年10月23日（木）
 会場 ホテルイタリア軒 3階「サンマルコ」
 受彰者 23社 32名（内出席23名）

表彰の趣旨

企業の経営にとって経理と税務は極めて大きなウェイトを占めていることはいままでもない。経理担当職員は、企業にとっては最も中核的な部門を担当しているもので、その資質の良否が企業の伸長に直接影響するところが甚だ大きい。

これら経理担当職員のうち、功労顕著な方々を表彰し、その労苦に報い、今後とも企業の発展に努力されるよう大いに期待するものである。

IV 管理関係

1. 事務運営態勢の確立

公益法人制度の関連法令を踏まえ、諸規程の整備を継続するとともに、ルールに基づく適正かつ合理的な事務処理体制の構築を図りました。

2. 諸会議の開催状況

(1) 第14回通常総会

開催日 令和7年6月4日(水)
会場 新潟グランドホテル 3階「悠久」
出席人数 1,701社(委任状含む)

決議事項

- 第1号議案 令和6年度決算報告承認の件
- 第2号議案 役員選任(案)承認の件
- 第3号議案 その他

報告事項

- ①理事会承認事項
 - 令和6年度 事業報告
 - 令和7年度 事業計画
 - 令和7年度 収支予算
- ②その他

(2) 理事会

・第1回

開催日 令和7年5月12日(月)
場所 新潟グランドホテル 3階「悠久」
出席人数 38名(理事55名中)

決議事項

- 第1号議案 令和6年度事業報告承認の件
- 第2号議案 令和6年度決算報告承認の件
- 第3号議案 役員等の選任及び退任に関する規程の一部改定の件
- 第4号議案 役員選任(案)承認の件
- 第5号議案 参与選任(案)承認の件
- 第6号議案 その他

報告事項

- ①全法連及び新潟県連功労者表彰者について
- ②会員増強運動表彰者について
- ③福利厚生制度の実績について
- ④その他

・第2回

開催日 令和7年6月4日(水)
場所 新潟グランドホテル 3階「悠久」

出席人数 35名（理事56名中）

決議事項

第1号議案 代表理事（会長）選定の件

第2号議案 業務執行理事（副会長、常任理事、専務理事）選定の件

・第3回

開催日 令和7年9月10日（水）

場所 新潟グランドホテル 3階「悠久」

出席人数 31名（理事56名中）

決議事項

①委員会の新委員就任承認の件

②職員就業規則の一部改定の件

③その他

報告事項

①業務執行理事の業務報告について

②令和8年度税制改正要望事項について

③会員増強運動について

④広報委員会報告について

⑤青年部会の租税教室の実施結果について

⑥e-Taxの推進について

⑦その他

・優良経理担当職員表彰式について

・年末特別講演会・懇親会について

・第4回

開催日 令和8年3月12日（木）

場所 新潟グランドホテル 3階「悠久」

出席人数 35名（理事56名中）

決議事項

第1号議案 令和8年度事業計画（案）等承認の件

第2号議案 令和8年度通常総会の日時及び場所

並びに議事に付すべき事項について

第3号議案 その他

報告事項

①業務執行理事の業務報告について

②令和8年度税制改正提言活動について

③令和8年2月末現在の会員数と会員増強運動について

④会報発行について

⑤女性部会の税に関する絵はがきコンクール実施結果について

⑥法人会役員が代表を務める法人のe-Taxの利用状況等について

⑦会員向けビジネス・マッチングについて

⑧福利厚生制度の実績について

⑨その他

(3) 総務委員会

・第1回

開催日 令和7年4月24日(木)

場所 にいがた法人会館 2階 会議室

議題 令和7年度通常総会に上程する議題について他

①令和6年度事業報告(案)について

②令和6年度決算報告(案)について

③役員等の選任及び退任に関する規程の一部改定の件

④役員選任(案)について

⑤参与選任(案)について

⑥全法連及び県連功労者の表彰者について

⑦会員増強運動表彰者について

⑧その他

・第2回

開催日 令和8年2月17日(火)

場所 にいがた法人会館 2F 会議室

議題

①令和8年度事業計画(案)等について

②令和8年度通常総会開催予定について

③会員向けビジネス・マッチングについて

④その他(会員増強ほか)

(4) 税制委員会

・第1回(新潟県法人会連合会・新潟法人会合同税制委員会)

開催日 令和7年6月10日(火)

場所 にいがた法人会館 2F 会議室

議題

①全法連税制委員会の報告について

②税制改正に関するアンケート調査結果について

③令和8年度税制改正要望書作成のための審議について

④その他

(5) 広報委員会

・第1回

開催日 令和7年7月30日(水)

場所 にいがた法人会館 2F 会議室

議題

①「会報158号」原稿の校正について

②次号「会報159号」発行計画について

③その他

・第2回

開催日 令和7年11月6日(木)

場所 にいがた法人会館 2F会議室

議題

①「会報159号」原稿の校正について

②次号「会報160号」発行計画について

③その他

・第3回

開催日 令和8年1月29日(木)

会場 にいがた法人会館 2F会議室

議題

①「会報160号」原稿の校正について

②次号「会報161号」発行計画について

③その他

(6) 厚生委員会

・福利厚生制度連絡協議会

開催日 令和7年9月10日(水)

場所 新潟グランドホテル 3階「悠久」

議題

①福利厚生制度の現況と今後の推進について

大同生命保険(株)・AIG損害保険(株)・アフラック生命保険(株)

②大型保障制度 表彰式

③その他

(7) 事業研修委員会

・第1回

開催日 令和7年9月18日(木)

場所 「和幸」会議室

議題

①優良経理担当職員表彰式日程について

②優良経理担当職員表彰者の選考について

③特別講演会開催について

④表彰式当日の役割分担について

⑤その他

・優良経理担当職員表彰式

開催日 令和7年10月23日(木)

場 所 ホテルイタリア軒 3F「サンマルコ」
表彰者 23社 32名（内出席23名）
出席者 合計43名

(8) 組織委員会

・第1回

開催日 令和8年2月10日（火）

場 所 「和幸」会議室

議 題

- ①会員増強への取組みについて
- ②その他

(9) その他会議・行事等

①地域部会事務連絡会

開催日 令和7年7月23日（水）

場 所 にいがた法人会館 2F会議室

議 題

- ①新潟法人会の現状及び最近の動きについて
 - ・令和6年度決算
 - ・令和7年度事業計画
 - ・令和7年度予算
 - ・令和8年度税制改正要望事項について
 - ・その他
- ②現在の会員数及び会員増強運動について
- ③福利厚生制度の推進について
- ④キャッシュレス納付の推進について
- ⑤各地域部会の現況
 - ・各地域部会からの意見、要望
- ⑥その他
 - ・今後の予定、他

②新潟税務署管内税務団体協議会 総会

開催日 令和7年6月10日（火）

会 場 禅 ZEN

議 題

- ・令和6年度事業報告について
- ・令和6年度収支決算報告について
- ・令和7年度事業計画（案）について
- ・令和7年度収支予算（案）について
- ・役員選任について

③新潟税務署管内税務団体協議会 役員会

開催日 令和7年9月17日（水）

会 場 禅 ZEN
議 題 ・ 令和7年度「税を考える週間」の行事予定について
・ 令和7年度「納税表彰式」について
・ その他

④令和7年度 新潟市租税教育推進協議会 定期総会
開催日 令和7年10月21日（火）
会 場 新潟税務署 2階会議室
議 題 ・ 令和6年度事業報告
・ 令和7年度事業計画（案）
・ その他

⑤令和7年度 納税表彰式
開催日 令和7年11月13日（木）
式 場 ホテルイタリア軒 5階 「トリノ」

⑥「税を考える週間」第4回イータ君カップ
開催日 令和7年11月8日（土）
会 場 新潟市体育館

⑦新潟税務署管内税務団体協議会 役員会
開催日 令和8年1月19日（月）
会 場 新潟税務署 2階会議室
議 題 ・ 令和7年度「税を考える週間」の行事实施結果について
・ 令和7年分確定申告期における広報計画について
・ 令和8年度「税を考える週間」イベントに向けて
・ 令和8年度収支予算（案）について
・ 令和8年度事業計画（案）について

(10) 部会関連

〔青年部会関係〕

令和7年	4月9日	役員会・合同委員会 第1回研修会「健康経営について」
〃	5月9日	役員会・合同委員会 スポーツ大会（ゴルフ、モルック）
〃	5月15日	局連青連協正副会長会議
〃	6月17日	役員会・合同委員会 第14回通常総会 講演会「これからの社会に向かって」
〃		講師 新潟税務署 副署長 五十嵐 記子 氏
〃	6月27日	第1回県連青年部会連絡協議会正副会長会議
〃	7月10日	役員会・合同委員会

令和7年	8月6日	役員会・合同委員会・租税教室意見交換会
〃	9月11日	企業訪問研修
〃	10月9日	役員会・合同委員会 第41回県連青年部会連絡協議会合同セミナー(新津) 記念講演会「足から企業のアしたを変える! 転ばない足づくり」 講師 足寿命アドバイザー 林 妙 氏
〃	10月15日	役員会・合同委員会 第2回研修会「生成AI利用時の注意点」
〃	11月13日	役員会・合同委員会
〃	11月20・21日	第39回「法人会全国青年の集い」(山梨大会) 部会長サミット
〃	12月11日	役員会・合同委員会 第3回研修会「健康経営の取組について」
令和8年	1月14日	役員会・合同委員会 会員交流会(モルック大会)
〃	1月16日	県連青年部会連絡協議会正副会長会議
〃	1月17日	地域社会貢献活動 献血活動: 於 黒崎市民会館
〃	2月12日	役員会・合同委員会・租税教室研修会
〃	3月11日	役員会・合同委員会・歓送迎会
〃	3月25日	新潟市租税推進協議会 租税教室意見交換会出席

〔女性部会関係〕

令和7年	5月21日	定例会
〃	6月3日	全法連: 女連協定時連絡協議会リモート出席
〃	6月26日	第14回通常総会
〃	7月24日	県連: 女性部会連絡協議会正副会長会議
〃	8月22日	定例会
〃	9月18日	全国女性フォーラム(北海道大会)参加
〃	10月1日	役員会
〃	10月14・15日	税に関する絵はがきコンクール 最終審査
〃	10月24日	県連: 女性部会連絡協議会 合同セミナーin三条 記念講演会「あしたのカレー ～スパイス料理と健康～」 講師 スパイス料理研究家 一条もんこ 氏
〃	10月28日	企業訪問
〃	11月19日	役員会
令和8年	2月12日	役員会
〃	〃	講演会及び新年会 講演会「私と仕事・私のリフレッシュ法」 講師 新潟税務署長 伏木 生祐子 氏

〔地域部会関係〕

新潟西地域部会

令和7年 5月29日 令和7年度定時総会

白根地域部会

令和7年 4月9日 若手・新人社員研修
4月15日 令和7年度定時総会
研修会「査察官について」
11月28日 経済講演会「新潟県の天気の特徴とこれまでの気象
災害これからの防災」
12月16日 研修会「2026年の企業経営のポイント!」

亀田地域部会

令和7年 5月26日 令和7年度定時総会
研修会「令和7年度税制改正について」
令和8年 3月5日 セミナー『補助金の「きほん」の「き」補助金って
難しいものだと思っていないですか?』

黒埼地域部会

令和7年 5月29日 令和7年度定時総会
12月11日 研修会「事業承継問題と悪質M&Aについて」

豊栄地域部会

令和7年 5月23日 第36回定時総会
セミナー「令和7年度主要税制改正の概要について」
11月19日 セミナー「サイバーセキュリティ&BCP対策セミナー」
令和8年 2月6日 セミナー「建物を建てる時のルール～建築基準法の
改正と基礎知識～」

《功勞による表彰者》

令和8年度 全国法人会総連合功勞者表彰（単位会関係）

《表彰状》

関本 浩司（理 事）

後藤 透（理 事）

佐藤 信久（理 事）

令和8年度 新潟県法人会連合会功勞者表彰（単位会役員関係）

《表彰状》

鈴木 元近（理 事）

堀川 吉明（理 事）

篠澤 貴徳（理 事）

令和8年度 新潟県法人会連合会功勞者表彰（事務局専従役職員関係）

該当なし

V 運営体制の充実を図るための取組

当法人のガバナンスの更なる充実に向けて、令和7年6月4日通常総会において、外部理事1名、外部監事1名を選任しました。

以上

研修・セミナーで配付したテキスト等

(1)税に関するもの

- ①令和7年度 税制改正のあらまし
- ②令和7年度 絵と図表でわかる相続・贈与の税金
- ③令和7年度 とっておきの相続・事業承継成功のツボ
- ④令和7年版 土地・建物の税金ガイド
- ⑤令和6年版 主要税法便覧
- ⑥令和7年度 ことしの税制改正のポイント
- ⑦経理担当者が迷う 会社税務
- ⑧令和7年版 会社税務のてびき
- ⑨マンガでわかる！決算書のルール
- ⑩くらしの税金百科2025～2026
- ⑪確定申告ガイドブック
- ⑫「年収103万円の壁」改正ガイド
- ⑬令和7年分 わかりやすい年末調整実務のポイント
- ⑭令和8年1月からの源泉徴収事務Q&A
- ⑮令和7年分 会社役員のための確定申告実務ポイント
- ⑯おじいさんの赤いつぼ（租税教室用テキスト）
- ⑰令和7年版 会社の決算・申告の実務
- ⑱「キミも納める！税金どこ行くの？タックスフントとけんたくん」（租税教室用テキスト）
- ⑲令和7年度版 新設法人のための「会社の税金ガイドブック」
- ⑳令和7年度版 会社取引をめぐる税務Q&A
- ㉑令和8年度 速報 税制改正のあらまし
- ㉒令和8年度 ここが変わる！ことしの税制改正
- ㉓自主点検チェックシートチラシ

(2)経営支援に関するもの、その他

- ①AIを味方にする あなたの仕事と会社業務
- ②令和7年度版 労働・社会保険法令の改正対応リスト 令和7年以降に対応が必要な22のポイント
- ③中小企業だから出来る値上げの考え方・進め方
- ④定年前後のしくみと手続き 年金・保険・税金
- ⑤知って安心 あなたの年金Q&A
- ⑥会社がもらえる助成金活用のポイント
- ⑦迷いやすい仕訳のポイント
- ⑧知ろう！考えよう！食品ロスのはなし
- ⑨中小企業の労働最前線
- ⑩すぐに使える！イマドキZ世代社員とのコミュニケーション術

- ⑪中小企業の防災とBCP策定のキホン
- ⑫Q&Aカスタマーハラスメント対策ガイド
- ⑬これ1冊でOK！社会人のための基本のビジネスマナー
- ⑭はじめての相続と生前対策
- ⑮ビジネスでも知っておきたい歴史の新常識
- ⑯社会・消費者とのトラブル回避Q&A

新潟県連と合同でまとめた要望事項

令和 8 年度税制改正要望事項

一般社団法人 新潟県法人会連合会
公益社団法人 新潟法人会

第一 はじめに

世界的な燃料価格の上昇や円安の進行に伴って輸入物価が押し上げられ、日本経済は物価が上昇し、金利のある世界へと転換してきた。また、米国の関税政策により世界経済の混乱も生じてきており、ロシア・ウクライナの紛争の見通しも定まらない中、世界的な景気減速が懸念される。

こうした中、地域経済と雇用を担う中小企業は、原材料価格の上昇や少子高齢化と人口減少に伴う人手不足、最低賃金の引き上げにより相応に毀損しており、それらからの再起・活性化が不可欠であり、さらなる大胆な税・財政政策が求められる。ただし、それらの政策として減税や一時金支給などの議論があるが、今後の財源を含めた検討が重要である。

基本的に、DX化を中心とした省力化や生産性の向上など、事業構造改革を促すための税・財政政策を打ち出し、民間の活力を最大限引き出すための新たな戦略が求められる。税収を伸ばすことが全国の法人会（中小企業）の原点であり何よりも必要で、超高齢化社会が急速に進展する中、持続可能な社会保障制度の構築と財政健全化の両立が引き続き重要な課題である。また、地方活性化の中心的な役割を担う中小企業の事業承継などの支援も必要である。

税制改正要望にあたり、法人税制と事業承継税制への取組が中小企業活性化への喫緊の課題と認識する中、今後の要望についてより強いトーンで要請して行くことが必要であると認識している。そのため、要望事項の構成で総論において、重要度の高い順に列記するべきであるとして、昨年までの「行財政改革の徹底」に優先して法人税制、事業承継税制、消費税制、地方税の順に言及することで重点項目を明確化することにより、効果的な提言となるものと考えられる。

さらに、税制改正要望において、長年に渡って要請しているにも関わらず、進展のない項目について、その検討状況の開示やさらに進捗させるための条件面などについて公表することを求めている。

第二 法人税制について

地域経済の担い手である中小企業は、エネルギー、原材料価格の上昇や賃上げの要請など一段と厳しい経営環境におかれている。事業の継続や新規分野への展開を支援するための税制の拡充、これまでの支援策の特例期間の延長や追加支援策を迅速に実行していくことが強く求められる。また、近年、政策の効果について実証を重視した議論が求められており、ターゲットを絞った政策実施やメリハリのある法人税体系を構築されることが期待される。

1. 法人税率の軽減措置

中小企業者等の法人税の軽減税率の特例の適用期限が令和9年3月まで延長されたが、所得の高い中小企業等については見直しを行うとともに、大多数の零細中小で収益力の低い企業を対象として、引き続き本則化することを要望する。また、昭和56年以来、800万円以下に据え置かれている軽減税率の適用所得金額を、1,600万円程度に引き上げることを求める。なお、これらの要望を長年受け入れられない理由、または受け入れるための条件等について示していただきたい。

2. 中小企業の技術革新など経済活性化に資する措置

中小企業の技術革新など経済活性化に資する税制措置については、制度を拡充していくことが必要である。

少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例措置については、取得価額要件を30万円未満から50万円未満に引き上げ損金算入額の上限（合計300万円）を撤廃し全額を損金算入とする。なお、それが直ちに困難な場合は、令和8年3月末日となっている適用期限を延長する。

3. 中小企業等の設備投資支援措置

「中小企業経営強化税制」や「先端設備等導入計画に係る固定資産税特例」等を適用するにあたって、手続きを簡素化するとともに、事業年度末（賦課期日）が迫った申請や認定については弾力的に対処すること。

「カーボンニュートラルに向けた投資促進税制」は、令和8年3月末日が適用期限となっていることから、適用期限を延長する。

4. 賃金引上げのための優遇税制

賃上げは人員確保のために必要対策になっており、黒字企業のみにも有効な税優遇に限らず、中小法人全般に効果的な優遇措置が必要である。

経営環境が厳しい中小企業の持続的な賃上げを支援する観点から、優遇措置に対する要件の緩和等を引き続き検討が必要である。

5. 中小企業の事務負担の軽減

インボイス制度の導入や電子帳簿保存法の改正による電子データ保存の義務化に対応するなど、事業者の事務負担や納税協力コストは年々増加している。定額減税時の混乱など、事業者の過大な事務負担を強いた反省から、今後急な税等に関する事務変更が必要となった場合、既存事務への負荷増加にならないように配慮する制度設計をすること、及び、事務負担コストの軽減を図るため、中小企業のDX（デジタル・トランスフォーメーション）の推進につながるような特段の支援が必要不可欠である。

第三 事業承継税制について

わが国企業の大半を占める中小企業は、地域経済の活性化、雇用の確保などに大きく貢献しており、中小企業の事業承継税制は、日本経済にとって大きな影響を及

ばすものである。

少子化が進む中で、事業継承の件数全体に占める親族外の第三者継承の割合が高まってきているなか、後継者へのスムーズな資産移転ができるよう支援を強化すべきである。そのために、

1. 事業用資産を一般資産と切り離した本格的な事業継承税制の創設
2. 取引相場のない株式は換金性に乏しいことを考慮し、評価のあり方を見直す
3. 相続税、贈与税の納税猶予制度を免除制度に改める

これらの要望実現は中小企業の事業承継における喫緊の課題であり、期限を定めて実現の方向性、見直しについて示すことを強く望む。

なお、相続税・贈与税の納税猶予制度の特例措置が特例承継計画の提出期限（令和8年3月末日）をもって延長されないこととなっているが、有効な代替案が明示されるまでは継続することを強く要望する。令和9年12月末で特例措置期間が終了するが、期限終了時には中小企業の事業用資産の円滑な移転が可能となるようなメリハリのある納税免除等の「特例」の新設が求められる。但し、新設にあたっては利用しやすさなど、中小企業目線での制度設計を強く要望する。

第四 消費税制について

軽減税率の導入は、事業者の人的経済的負担や税収減などから、制度は見直すべきであり、弾力的な対応を望むところだが、昨今の物価対策、景気対策において大幅な減税のための見直しが議論されることがあるが、その見直しにおいても、単純でわかりやすく、企業の事務負担が少なく、社会保障と税の一体改革に配慮された運用を強く要望する。

また、令和5年10月に導入されたインボイス制度について、事業者の事務負担やコストが増加することや免税事業者が商取引から排除される恐れがある。課税事業者が免税事業者と取引を行うに際し、取引価格の引下げや取引の停止などの不利益を与えないよう、実効性の高い対策をとるべきである。併せて、仕入税額控除の特例や消費税の2割特例が適用されているが、そもそも対象として小規模事業者が多いことから、事務負担の軽減の観点から特例を本則化するべきである。

さらに、インボイス制度や電子帳簿保存法の改正による電子データ保存の義務化に対応するなど、事業者の事務負担、納税協力コストは年々増加している。インボイス制度に伴う事務は生産性や売上、利益に貢献しない業務であり、システム改修や従業員教育など、事務負担が増大する中小企業に対して特段の配慮が求められる。

第五 地方税制について

1 固定資産税評価見直し

固定資産税は、土地・建物の収益性の低下に比べ、過大な負担となっている。評価時期や負担水準など、抜本的な見直しを行うべきである。

- ①商業地等の宅地を評価するに当たっては、より収益性を考慮した評価に見直す。
- ②家屋の評価は、経過年数に応じた評価方法に見直す。
- ③償却資産については、納税者の事務負担軽減の観点から、申告対象外となる「少額資産」の範囲を国税の中小企業の少額減価償却資産にまで拡大す

るとともに、賦課期日を各法人の事業年度末とする。また、諸外国の適用状況等を踏まえ、廃止を含め抜本的に見直すべきである。

④固定資産税の免税点については、平成3年以降改定がなく据え置かれているため、大幅に引き上げる。

⑤国土交通省、総務省、国税庁がそれぞれの目的に応じて土地の評価を行っているが、行政の効率化の観点から評価体制は一元化すべきである。

2 事業所税について

事業所税は、固定資産税と二重課税的な性格を有することから廃止すべきである。

第六 行財政改革の徹底

1. 財政健全化と行政改革の徹底

令和7年度予算編成は、歳入115.5兆円のうち、税収は78.4兆円、国債の新規発行額は28.6兆円であり、公債依存度は24.8%となっている。また令和7年度末の国および地方の長期債務残高は1,330兆円となる見込みである。

本年1月に内閣府が発表した「中長期の経済財政に関する試算」によれば、「成長実現ケース」における2025年度の基礎的財政収支対GDP比は、▲0.7%（▲4.5兆円）であり、基礎的財政収支が黒字化するのには2026年度となる見込みである。

財政健全化は国家的課題であり、将来世代への負担の先送りを回避するため、歳出・歳入の一体的改革に取り組むこと等が極めて重要であり、歳入では安易に税の自然増収を前提とすることなく、また歳出については聖域を設けずに分野別の具体的な削減・抑制の方策と工程表を明示し、実効性ある計画を策定し、着実に改革を実行することが求められる。

政府では防衛費増額や少子化対策、今般の物価高、米国関税引き上げに伴う景気対策などその安定財源の確保に向けた議論がきわめて重要である。

持続的な経済成長に向けて、官民連携による計画的な重点投資を推進する中、危機に対する必要な財政支出は躊躇なく行い、万全を期することが重要であり、経済あつての財政であり、経済の立て直しを第一義に行い、財政健全化に向けて取り組むことが必要である。

行政改革を徹底するに当たっては、以下の諸施策について、直ちに明確な期限と数値目標を定めて改革を断行するよう強く求める。

1. 議員定数・報酬等の歳費の削減と選挙制度改革
 2. 特殊法人改革等の推進
 3. 積極的な民間活力の導入
 4. 特別会計の抜本的改革
 5. 予算執行についてのチェック体制強化
 6. 国、地方公務員の能力を重視した賃金体系による人件費の抑制
- ## 2. 社会保障制度改革推進について

「社会保障制度」について、適正な「負担」と「給付」の「重点化・効率化」により社会保障給付費を抑制することが必要と考えられる。団塊の世代全員が後期高齢者となり、今後さらに医療と介護の給付費増加等が懸念されるなど、

財政再建と持続可能な社会保障制度の構築が大きな課題となっている。

日本は、本格的な「少子高齢化・人口減少時代」を迎えており、今はまさにそれに対処するために積極的に具体策を実行していかなければならない重要な時期にあたる。ここにおいて、今後の人口動態の変化や経済社会の変容を見据えつつ、日本が目指すべき社会の姿を描くこと、そして、その実現に向けて社会保障政策が取り組むべき課題を総合的かつ明確に示すことは、極めて重要である。

社会保障のあり方では、「自助」「公助」「共助」の役割と範囲を改めて見直すほか、公平性の視点も重要であり、医療控除の窓口負担や介護保険の利用者負担などについては、高齢者においても負担能力に応じた公平な負担を原則とする必要がある。

すなわち、社会保障制度での中小企業で過度な保険料負担増加を抑え、経済成長を阻害しないように配慮する必要がある一方、高所得高齢者の年金支給方法の見直し、負担能力に応じた診療報酬の見直し、中低所得層への児童手当の更なる見直し、介護保険においても介護必要者を見極めなど、持続可能な社会保障制度を構築のために、「負担」の確保と「給付」の見直しが必須である。

また、いわゆる「年取の壁」により就労調整が行われ、中小企業が人手不足となっていることを鑑み、今年度一部見直しがおこなわれたが、引き続き、女性の就労を支援する政策を含め、税と社会保障のあり方について検討することが必要である。

3. マイナンバー制度について

マイナンバー制度は、すでに運用を開始しているが、未だ国民や事業者が正しく制度を理解しているとは言い難く、政府は制度の意義の周知に努め、その定着に向け本腰を入れて取り組んでいく必要がある。

制度の運用に当たっては、個人情報の漏洩、第三者の悪用を防ぐためのプライバシー保護など、制度の適切な運用が担保される措置を講じることが重要である。

《税目別の具体的課題》

1. 法人税関係

(1) 役員給与の損金算入の拡充

①役員給与は損金算入

現行制度では、役員給与の損金算入の取り扱いが限定されており、とくに年度途中の報酬等の改定には厳しい制約が課せられている。役員給与は、本来、職務執行の対価であり、原則損金算入できるよう見直すべきである。

②同族会社も業績連動給与の損金算入

経営者の経営意欲を高め、企業に活力を与える観点から、同族会社における役員の業績連動給与についても、一定の要件のもと、損金処理を認めるべきである。

(2) 無形減価償却資産

ソフトウェアは、無形減価償却資産として、5年償却となっているが、技術革新の加速化を考慮し期間を3年に短縮すること。

(3) 引当金

退職給与引当金は、将来確実に発生する債務であり損金算入を認めること。

また、賞与引当金についても、各月に発生する未払い費用として、損金算入を認めること。

(4) 法人税の延納

不況時における資金繰りに考慮し、法人税の延納制度を復活すること。

(5) 申告書の提出期限

会社法上の決算事務を人手不足や税理士の負荷増加から2カ月以内に完了することが困難の為、法人税の確定申告の提出期限を事業年度終了後、3カ月以内とすること。なお、長年要望しているが、実現しない理由等について明示いただきたい。

(6) 電話加入権の損金算入

電話加入権については、昨今の電話の普及状況を鑑み、非償却資産から減価償却資産に見直し、損金算入を認めること。

(7) 耐震補強工事による特別償却

建物等の構造物に対する耐震補強工事を実施した場合、特別償却または税額控除制度を設けること。

2 所得税関係

所得税は国民が能力に応じて適正に負担すべきです。「所得の壁」を取りはらい、社会保険、雇用保険を全て所得に比例させることや医師に優遇される税制など業種による税負担の違いなどを見直していくことなども検討すべきである。また、所得税の特別徴収や年末調整など企業の事務的負担が増大しており、事務負担軽減に取り組んでいただきたい。

(1) 各種控除制度の見直し

各種控除は、社会構造変化に対応して合理的なものに見直す必要がある。特に、人的控除については改正の影響を見極めながら、適正化を図るべきである。

(2) 土地・建物等の損益通算

土地・建物等の譲渡により生じた譲渡損失の損益通算及び繰越控除を認めること。

(3) 不動産所得の負債利子の損益通算

土地等に係る負債利子については、不動産所得の計算上生じた損失がある場合に、他の所得との損益通算が認められないこととなっているが、この取扱いはバブル期の措置として設けられたものであり、大きく環境が変わっていることから損益通算を復活させること。

(4) 医療費控除

医療費控除については、昨今の実情を勘案し、最高限度額を300万円（現行200万円）に引き上げること。

また、病気の予防が医療費の削減につながることから、予防接種、人間ドック費用も控除対象医療費として認めるべきである。

(5) 源泉納付

源泉所得税の1月の納付期限については、年末調整事務や年末年始の休暇等の特殊事情、および週休二日制の普及を考慮し、「納期限の特例」適用者以外の源泉徴収義務者に対しても1月20日（現行1月10日）とすること。

(6) NISA口座複数金融機関での開設

金融機関毎でNISA対応商品が異なることから、幅広い商品選択のニーズに応えるため、マイナンバーカードで限度額管理の上、複数金融機関での口座開設を可能とする。

3. 相続税・贈与税関係

(1) 相続税基礎控除の見直し

少子化に伴う法定相続人の数は減少傾向、基礎控除の引き下げや地価の上昇により相続税の課税件数割合が増加していることから、基礎控除のあり方を見直し、最低でも10年前の引き下げ前の(5,000万円+1,000万円×法定相続人数)水準にまで引き上げること。また、現行の相続税の課税方式(法定相続分課税)は、相続人の相続額に応じた課税がされず、一人の相続人の申告漏れが他の相続人にも影響する等の問題が指摘されており、課税方式のあり方についても併せて検討することが必要である。

(2) 贈与税基礎控除の見直し

経済の活性化や子育て世代への資産の移転に資するよう、贈与税の基礎控除を引き上げること。

(3) 親族外への事業承継に対する措置の充実

(4) 贈与税の配偶者控除の引き上げ

昭和63年以来据え置かれている居住用不動産の配偶者控除額を2,000万円から3,000万円に引き上げること。

(5) 保険金・死亡退職金の非課税限度額引上げ

法定相続人1人500万円を1,000万円に引き上げること。

(6) 課税財産の見直し

相続開始後に発生する相続に伴う費用(遺言執行費用、税理士・弁護士報酬等)は、相続税の課税財産から控除すること。

4. 消費税関係

(1) 消費税の確定申告書の提出期限

消費税の確定申告書の提出期限は、法人税の確定申告書の提出期限に合わせ、課税期間終了後3か月以内(現行2か月以内)とする。

(2) 消費税の届出書の提出期限

消費税の各種届出書の提出は、前課税期間の消費税の確定申告書の提出期限(現行は課税期間の開始日の前日)まで延長する。

5. 印紙税関係

印紙税については、電子取引の拡大や手形決済の省略など、取引慣行の変化に伴い、紙に対して課税される印紙税は意味がなくなってきており、廃止するべきである。

以 上

令和8年度税制改正に関する提言（要約）

《基本的な課題》

I. 税・財政改革のあり方

- ・日本でも「金利のある世界」に回帰した経済環境を考慮し、金融市場の動向も見据えた税・財政運営が欠かせない。

1. 財政健全化に向けて

- ・今後、大規模な自然災害や新たな感染症の拡大等、有事の際には膨大な財政需要が発生することも想定される。そうした事態が起きた場合でも、機動的な財政出動を可能にするために財政健全化は必要な取り組みである。
- (1) 参院選に向けた物価高対策の公約として、「消費税減税」がクローズアップされたが、消費税率を引き下げた場合の減税分は別の財源を確保するか、結局は国債に頼らざるを得なくなる。物価高対策や低所得者対策は消費税減税で対応するのではなく、真に支援が必要な人に限定した給付措置が望ましい。
- (2) 「こども・子育て政策」の財源は歳出改革に加え、医療保険料に上乗せして徴収する「支援金制度」などで賄うとしているが、こうした支援金制度は社会保険料を少子化対策に充てる実質的な「隠れ増税」と言わざるを得ない。また、歳出改革が想定通りに行われなければ、結局は国債頼みとなりかねない。
- (3) 防衛力の抜本強化では防衛費を2027年度までの5年間で総額43兆円とすることを決定しているが、大半が歳出改革や決算剰余金の活用で財源を捻出することとしており、財源としての安定性を欠いている。日本を取り巻く安全保障環境が厳しさを増す中で、着実に防衛力を強化するためにも安定財源の確保が重要である。

2. 社会保障制度に対する基本的考え方

- ・中小企業の社会保険料負担は年々増加しており、事業主への過度な保険料負担を抑制しつつ、女性の就労や人材確保の観点から、配偶者控除や第3号被保険者制度の問題を含め、税と社会保障を一括して議論しなければならない。
- (1) いわゆる「106万円の壁」への対応として、扶養から外れる人の保険料の一部を勤務先が負担する場合、国が上限を設けて助成する等の「保険料負担軽減措置」が設けられているが、一時的な措置にとどまっており、安定的な制度の構築が求められる。
- (2) 公的年金については、厚生年金の積立金を財源に充当する基礎年金の底上げが検討されている。抜本的な制度改革は、老後の生活設計に影響するテーマであり、省庁間の壁を取り払い、与野党が一体となって幅広く議論する必要がある。
- (3) 少子化対策については、現金給付よりも保育所や学童保育等の環境整備、保育士の待遇改善などの現物給付に重点を置くべきである。高校授業料の無償化も所得制限が撤廃されることとなったが、これは国会審議で予算を成立させるため、少数与党が野党の要求を受け入れて急遽決定したものである。このため、高校授業料無償化に伴う影響評価や財源が担保されているとは言えない。公平性の観点からも課題を残しており、与野党による精緻な議論を求めたい。

- (4) 医療は成長分野と位置付け、デジタル化対応など大胆な規制改革を進める。また、社会保障給付の急増を抑制するためには診療報酬（本体）の配分等を見直すとともに、ジェネリック（後発医薬品）の安定した供給体制を確立する必要がある。薬剤費を抑制する観点からセルフメディケーション税制の対象となる医薬品などの拡充も欠かせない。
- (5) 介護保険については、制度の持続性を高めるために真に介護が必要な者とそうでない者とのメリハリをつけ、医療と同様に公平性の視点から給付及び負担のあり方を見直す。また、生活保護については、高齢者の増加に伴って給付の増加も見込まれており、給付水準のあり方などを見直すとともに、不正受給の防止など厳格な運用が求められる。

3. 行政改革の徹底等

- ・国・地方の財政健全化は、歳出・歳入の一体的改革によって進めることが重要である。地方を含めた政府・議会は「まず隗より始めよ」の精神に基づき、自ら身を削って行政改革を推進しなければならない。
- (1) 国・地方における議員定数の大胆な削減、歳費の抑制を求める。また、調査研究広報滞在費（旧文通費）や政務活動費等の適正化。
- (2) 厳しい財政状況を踏まえ、国・地方公務員の効率的な要員配置と、能力を重視した賃金体系の導入などによる人件費の抑制。
- (3) 「第2の予算」とも呼ばれる特別会計と各省庁が管轄する独立行政法人の無駄の削減。
- (4) 官業に対してPDCA（計画・実行・評価・改善）サイクルを確立し、事業のチェック等を継続的に実施することを求める。また、積極的に民間活力を導入した民需主導の自律的な経済成長。

4. マイナンバー制度について

- ・政府は引き続きマイナンバー制度の意義を周知するとともに、行政事務のコストカットに資する等、その具体的な効用を国民や事業者に明示するなどして、マイナンバーカードの利用拡大を促す必要がある。
- ・マイナンバーカードと電子認証にはそれぞれ異なる有効期限が設定されており、行政窓口で更新手続きをする必要がある。国民の幅広い利用を促進するためにも周知徹底を図りながら、更新手続きの簡略化も進めなければならない。
- ・マイナンバー法等の改正によって利用範囲は一部拡大されたが、どこまで広げるかは今後の重要な課題である。すでに年金や給付金などの公金の受け取り口座としてマイナンバーと銀行口座を紐付ける取り組みも進んでいるが、これを拡大して世帯所得を把握することができるようになれば、例えば経済対策で支援が必要な困窮世帯に限定して現金を給付する措置を講じるなどの効率化も可能となる。

5. 今後の税制改革のあり方

Ⅱ. 経済活性化と中小企業対策

- ・人手不足や継続的な賃上げなど中小企業が抱える構造的な課題を解決するためには、中小企業自らの経営改革も重要になる。そうした改革に取り組むためには、新たな付加価値の創出につながるような支援策も必要である。また、中小企業経営者の高

齢化が指摘されている中で、中小企業が保有する独自の技術やサービスを引き継ぎ、地域のサプライチェーン（供給網）機能を維持するため、それぞれの事情に応じたきめ細かな事業承継を後押しする必要がある。

1. 中小企業の活性化に資する税制措置

(1) 法人税率について

近年、大法人に適用される法人税率の引き上げを検討する動きもあるが、不透明な経済情勢等に鑑み、慎重に議論することが求められる。

(2) 法人税率の軽減措置

中小法人に適用される軽減税率の特例15%を本則化すべきである。また、昭和56年以来、800万円以下に据え置かれている軽減税率の適用所得金額を、黒字中小企業の平均所得を踏まえ1,600万円程度に引き上げること。

(3) 中小企業の技術革新など経済活性化に資する措置

中小企業の技術革新など経済活性化に資する税制措置については、制度を拡充したうえで本則化すること。

①中小企業投資促進税制については、対象設備を拡充したうえで、中小企業の厳しい経営環境を踏まえ「中古設備」を含める。

②少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例措置については、物価が上昇していること等を踏まえ、取得価額要件を30万円未満から50万円未満に引き上げるとともに、損金算入額の上限（合計300万円）を撤廃し全額を損金算入とすることを求める。なお、それが直ちに困難な場合は、令和8年3月末日となっている適用期限を延長すること。

③スタートアップのための、きめ細やかな財政・税制支援が必要である。

(4) 中小企業等の設備投資支援措置

「中小企業経営強化税制」や「先端設備等導入計画に係る固定資産税特例」等を適用するに当たっては、手続きを簡素化するとともに、事業年度末（賦課期日）が迫った申請や認定について弾力的に対処することを求める。なお、「カーボンニュートラル投資促進税制」は、令和8年3月末日が適用期限となっていることから適用期限を延長すること。

(5) 償却資産に対する課税の見直し

固定資産税における償却資産に対する課税は、企業の設備投資意欲を阻害する要因ともなっていることから、諸外国の適用状況等を踏まえ、廃止を含めて抜本的に見直すこと。

(6) 中小企業の事務負担軽減

インボイス制度の導入や電子帳簿保存法の改正による電子データ保存の義務化対応に加え、定額減税や所得税の改正により、源泉徴収事務や年末調整事務が毎年見直されるなど、事業者の事務負担、納税協力コストは年々増加している。人手不足が深刻化する中において、こうした事務負担の増大はとくに経営基盤が決して強固ではない中小企業にとって、重い負担となっていることを政府は強く認識する必要がある。

2. 事業承継税制の拡充

(1) 事業用資産を一般資産と切り離した本格的な事業承継税制の創設

事業継続に資する相続については、事業従事を条件として他の一般資産とは切

り離し、非上場株式を含めて事業用資産への課税を軽減あるいは免除する制度の創設を求める。

(2) 取引相場のない株式の評価の見直し

この度、会計検査院は国税庁に対し、相続等により取得した取引相場のない株式等の評価制度のあり方について、検討を求める所見を示した。その評価制度を見直すにあたっては、取引相場のない株式は上場株式と異なり、換金性に乏しい点なども総合的に考慮する必要がある。

(3) 相続税、贈与税の納税猶予制度の充実

特例承継計画の提出期限（令和8年3月末日）と特例制度の適用期限（令和9年12月末日）が近付いていることから、期限の延長を求める。なお、期限が延長されないのであれば、これまでの一般措置は使い勝手が悪く適用件数が低調であることを踏まえ、一般措置の適用要件（対象株数、納税猶予割合、雇用確保要件等）を大幅に緩和すること。

3. 消費税への対応

- (1) 課税事業者が免税事業者と取引を行う際、取引価格の引き下げや取引の停止などの不利益を与えないよう、実効性の高い対策を講じるべきである。
- (2) 免税事業者等からの課税仕入れに係る経過措置について、小規模事業者等が取引から排除されないよう、80%控除できる期間を当面の間、延長すること。
- (3) 小規模事業者に対する納税額に係る負担軽減措置（2割特例）について、小規模事業者等における消費税事務が定着するまで当面の間、延長すること。
- (4) 消費税の滞納防止は税率の引き上げやインボイス制度の導入に伴ってより重要な課題となっている。消費税の制度、執行面において、さらなる対策を講じる必要がある。

Ⅲ. 地方のあり方

・地方経済の活力を今後も維持しながら、地方の活性化を促すためには東京一極集中の是正が急務である。地方自身がそれぞれの特色や強みを生かした活性化戦略を練り上げ、民間主体の創意工夫を駆使することで新たな地場技術やビジネス手法を開発していかなければ、地方独自の真の活性化にはつながらないと考えるべきである。

- (1) 地方創生を巡っては、利用状況が低調な地方拠点強化税制を見直すなど、さらなる本社機能移転を促進するとともに、地元の特性に根差した技術の活用や地元大学との連携などによる技術集積づくりや人材の育成、地元商店街の活性化等、実効性のある改革を実行する必要がある。中小企業の事業承継は地方創生戦略との観点からも重要だと認識すべきである。
- (2) 地方自治体は、広域行政による効率化について検討すべきである。基礎自治体（人口30万人程度）の拡充を図り、財政基盤の強化につなげながら行政能力の向上に資する施策を求める。
- (3) ふるさと納税は、寄付先を納税者の出身自治体に限定するなど、さらなる見直しが必要である。また、必要経費は寄付総額の5割以下とする基準が設けられているが、より多くの寄付金が寄付した地域のために活用されるよう、事務手数料のあり方等を含め、制度設計の見直しが欠かせない。

IV. 自然災害への対応

- ・東日本大震災からの復興については、これまでの効果を十分に検証し、予算の執行を効率化するとともに、原発事故への対応を含めて引き続き適切な支援を行う必要がある。また、最近では能登半島地震をはじめ、大きな地震や台風などの大規模な自然災害が相次いで発生している。東日本大震災の対応などを踏まえ、被災者の立場に立った適切な支援と実効性のある措置を講じ、被災地の確実な復旧・復興等に向けて取り組まなければならない。
- ・政府と自治体は自然災害等の緊急事態に備える企業の危機管理として、BCP（事業継続計画）の策定をさらに促すため、税財政を通じた支援を強化する必要がある。

V. その他

1. 納税環境の整備

2. 環境問題への対応

3. 租税教育の充実

《税目別の具体的課題》

1. 法人税関係

- (1) 役員給与の損金算入の拡充
 - ①役員給与は損金算入とすべき
 - ②同族会社も業績連動給与の損金算入を認めるべき
- (2) 中小企業向け賃上げ促進税制の適用要件緩和
- (3) 中小企業の欠損金繰戻還付制度の見直し

2. 所得税関係

- (1) 基幹税としての所得再分配機能の回復
- (2) 各種控除制度の見直し
- (3) 個人住民税の均等割

3. 相続税・贈与税関係

- (1) 相続税の基礎控除の見直し
- (2) 贈与税の基礎控除の引き上げ

4. 地方税関係

- (1) 固定資産税の抜本的見直し
- (2) 事業所税の廃止
- (3) 超過課税
- (4) 法定外目的税

5. その他

- (1) 印紙税の廃止
- (2) 配当に対する二重課税の見直し
- (3) 電子申告の促進
- (4) 森林環境税の検証

法人会が要望した項目のうち改正が行われたもの

法人会の税制改正に関する提言の主な実現事項

令和8年度税制改正では、物価高への対応の観点から、物価上昇に連動して基礎控除等を引き上げる仕組みが創設されたほか、就業調整に対応するとともに、中低所得者に配慮しつつ、所得税の課税最低限を178万円まで特例的に先取りして引き上げられました。「強い経済」の実現に向けた対応として、大胆な設備投資の促進に向けた税制措置が創設されたほか、租税特別措置等の適正化の観点から、賃上げ促進税制の見直しや研究開発税制の強化等が行われました。税負担の公平性を確保する観点から、極めて高い水準の所得に対する負担の適正化措置の見直し等が行われました。このほか、自動車関係諸税について、自動車税等の環境性能割の廃止や軽油引取税の当分の間税率の廃止等が行われました。また、国際観光旅客税の税率の引上げや防衛特別所得税（仮称）の創設等が行われました。（令和8年度税制改正大綱より）。

法人会では、昨年9月に「令和8年度税制改正に関する提言」を取りまとめ、その後、政府・政党・地方自治体等に提言活動を積極的に行ってまいりました。今回の改正では、中小企業向け税制措置の適用期限延長、事業承継税制の特例承継計画の提出期限の延長等、法人会の提言事項の一部が盛り込まれ、以下のとおり実現する運びとなりました。

[法人課税]

1. 少額減価償却資産の取得価額の法人税率の軽減措置

法人会提言	改正の概要
<ul style="list-style-type: none"> 少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例措置については、物価が上昇していること等を踏まえ、取得価額要件を30万円未満から50万円未満に引き上げるとともに、損金算入額の上限(合計300万円)を撤廃し全額を損金算入とすることを求める。なお、それが直ちに困難な場合は、令和8年3月末日となっている適用期限を延長すること。 	<ul style="list-style-type: none"> 対象となる減価償却資産の取得価額が40万円未満（改正前：30万円未満）に引き上げられた上で、適用期限が3年間延長されました。なお、従業員要件は400人以下（改正前：500人以下）に引き下げられました。

2. カーボンニュートラル投資促進税制

法人会提言	改正の概要
<ul style="list-style-type: none"> 「カーボンニュートラル投資促進税制」は、令和8年3月末日が適用期限となっていることから適用期限を延長すること。 	<ul style="list-style-type: none"> 「炭素生産性向上率」の要件が引き上げられるとともに、特別償却率・税額控除率が引き下げられた上で、適用期限が2年間延長されました。

3. 地方拠点強化税制

法人会提言	改正の概要
<ul style="list-style-type: none">・地方創生を巡っては、利用状況が低調な地方拠点強化税制を見直すなど、さらなる本社機能移転を促進する。	<ul style="list-style-type: none">・オフィス減税について、税額控除率等の引上げや中古資産の購入・改修の対象追加（拡充）等が行われた上で、適用期限が2年間延長されました。

[事業承継税制]

相続税、贈与税の納税猶予制度

法人会提言	改正の概要
<ul style="list-style-type: none">・特例承継計画の提出期限（令和8年3月末日）と特例制度の適用期限（令和9年12月末日）が近付いていることから、期限の延長を求める。	<ul style="list-style-type: none">・法人の事業用資産に係る相続税・贈与税の納税猶予制度について、特例承継計画の提出期限が1年6ヵ月（令和9年9月まで）延長されました。

[消費税制]

免税事業者等からの課税仕入れに係る経過措置

法人会提言	改正の概要
<ul style="list-style-type: none">・免税事業者等からの課税仕入れに係る経過措置について、80%控除可能となる措置が令和8年9月末日まで（令和8年10月1日から3年間は50%控除可能）となっているが、小規模事業者等が取引から排除されないよう、80%控除できる期間を当面の間、延長すること。	<ul style="list-style-type: none">・免税事業者からの仕入れに係る経過措置について、最終的な適用期限を2年延長した上で、控除可能割合が段階的に縮減されました（令和8年10月からは7割、令和10年10月からは5割、令和12年10月から令和13年9月末までは3割）。なお、1免税事業者ごとの年間適用上限仕入額は1億円（改正前：10億円）に引き下げられました。

[所得税]

1. ふるさと納税

法人会提言	改正の概要
<ul style="list-style-type: none">・ふるさと納税について、住民税は居住自治体の会費であり、他の自治体に納税することは地方税の原則にそぐわないとの指摘もある。寄付先を納税者の出身自治体に限定するなど、さらなる見直しが必要である。また、必要経費は寄付総額の5割以下とする基準が設けられているが、より多くの寄付金が寄付した地域のために活用されるよう、事務手数料のあり方等を含め、制度設計の見直しが欠かせない。	<ul style="list-style-type: none">・寄付金のうち地方公共団体が活用できる財源の割合が段階的に60%以上と設定されるとともに、用途を公表することとなりました。また、ふるさと納税による個人住民税の税額控除制度について、特例控除の限度額は193万円となります。

2. セルフメディケーション税制

法人会提言	改正の概要
<ul style="list-style-type: none">・薬剤費を抑制する観点からセルフメディケーション税制の対象となる医薬品などの拡充も欠かせない。	<ul style="list-style-type: none">・対象となる医薬品が見直された上で、スイッチOTC医薬品の適用期限は恒久化、それ以外の医薬品は5年間延長されました。

[地方税]

固定資産税の免税点

法人会提言	改正の概要
<ul style="list-style-type: none">・固定資産税の免税点については、平成3年以降改定がなく据え置かれているため、大幅に引き上げる。	<ul style="list-style-type: none">・家屋に係る免税点は30万円（改正前：20万円）未満に、償却資産に係る免税点は180万円（改正前：150万円）未満に引き上げられます。

令和8年度事業計画書

(令和8年4月1日～令和9年3月31日)

I 活動の基本方針

公益社団法人として新潟法人会は、定款に「本会は、税知識の普及、納税意識の高揚に努め、税制・税務に関する提言を行い、もって適正・公平な申告納税制度の維持・発展と税務行政の円滑な執行に寄与すると共に、地域企業と地域社会の健全な発展に貢献することを目的とする。」と定めている。

この目的を遵守し活動することを基本方針として、事業の実施にあたっては、法人会の原点である「税」に関する活動に軸足を置きながら、組織・財政基盤の強化を図るために会員増強に注力するとともに、地域の活性化にも配慮しつつ以下に掲げる諸施策に取り組む方針である。

II 主な事業計画

1. 税を巡る諸環境の整備・改善等を図るための事業（公1）

(1) 税に関する研修・セミナー事業

税知識の一層の普及・啓発に努めることとし、会員を含めた多数の市民を対象に、税務に係る幅広い知識の普及、税務コンプライアンスの向上、及び経営・財政を取り巻く諸問題の改善を目的とした研修会やセミナーを開催する。

電子申告（e-Tax、eLTAX）やキャッシュレス納付等については、その普及に向けて、引き続き関連のセミナー・研修会の開催に注力する。

(2) 講演会事業

税務署幹部職員、政治・経済学者、ジャーナリスト等様々な視点から、税制に関する考え方を聞くことで視野を広げ、「税」を身近に感じることができるよう会員・一般に広く参加を募り、社会情勢等に即したテーマの講演会を開催する。

(3) 租税教育事業

次世代を担う児童・生徒に税の仕組み等を理解してもらうため、租税教育の充実に努める。新潟税務署管内の小学校を対象に、青年部会によるGIGAスクール設備を活用した「租税教室」、女性部会による「税に関する絵はがきコンクール」を継続して推進する。

(4) 税の広報事業

改正税法や税務申告の情報などの早期周知・定着及び電子申告（e-Tax、eLTAX）のさらなる普及に資するため、PR活動を継続していく。

ホームページや広報誌に必要情報をタイムリーに掲載する。広報誌は、公共施設や金融機関窓口に配置することで、多くの市民に税務情報の提供を図る。

また、イベント会場での税に関するクイズの実施、日本の税制に関する冊子の配布などにより、市民に税制への関心を持ってもらう事業を継続する。

(5) 税の調査研究（支援を含む）及び社会への提言事業

「金利のある世界」に回帰し、金融市場の動向も見据えた税・財政運営が欠かせない。財政健全化と持続可能な社会保障制度を構築するため、新政権の動向に注視しつつ、社会保障と税の一体的な改革について考えていく。さらには、少子高齢化やグローバル化の進展、安全保障環境の変化など、社会構造の変化と諸課

題に広く対処していくことが必要である。

これらを踏まえ、地域経済と雇用の担い手である中小企業の活性化に資する税制をはじめ、税のオピニオンリーダーとして建設的な提言を行っていく。

この事業として、会員各社の税に対する意見・要望を収集し、その意見・要望をもとに、税制改正要望を取りまとめて国会、地方議会、関係官庁に向けて提言していく活動を県連・全法連と連携して進めていく。

(6) 企業の税務コンプライアンスの向上施策

企業の内部統制の強化や経理水準の向上は、企業の成長や税務リスクの軽減のために重要である。国税当局等と協力して製作した「自主点検チェックシート」を、研修会・セミナー等の開催時に活用し、税務コンプライアンス向上に積極的に取り組んでいく。

(7) 添付書類も含めたe-Tax、eLTAXの普及・定着及びキャッシュレス納付の利用拡大などの電子化に向けた取り組み

新潟県内では人口減少と人手不足が深刻化しており、中小企業の生産性向上が喫緊の課題となっている。DXの推進により業務を効率化し、納税者の利便性向上、税務行政の効率化を図るため、会員企業に対し、添付書類も含めたe-Tax、eLTAXの利用、キャッシュレス納付等の電子化を周知・促進する。

また、税務署や金融機関、関連税務団体との連携を密にして、利用率向上に向けた活動を進めていく。

2. 地域の経済社会環境の整備・改善等を図るための事業（公2）

(1) 講演会・セミナーの開催事業

地域社会の活性化等を目的に、会員及び一般を対象に、政治経済情報、健康情報、福祉的情報等の講演会や実務セミナーを開催する。

講師は、行政関係者、政治アナリスト、大学教授、タレント、経営実務コンサルタント、文化人等、幅広い分野の専門家の中から選定する。

(2) 地域の福祉問題や環境問題などの改善に資する事業

会員及び市民からチャリティでタオルを提供していただき、福祉施設・医療施設の現場で利用してもらうことや、広く花の種や球根を配付し環境美化活動に取り組むことで、福祉問題や環境問題の改善への貢献を図る。

青年部会を中心に「財政健全化のための健康経営プロジェクト事業」への参画、女性部会を中心に食品ロス削減への取り組みなど、検討を積極的に進める。

(3) 献血活動推進事業

青年部会が企画立案し、日本赤十字新潟支社と共同で社会貢献活動の一環として、スポーツイベント会場等を利用し献血活動に協力する。

3. 会員支援のための親睦・交流及び福利厚生に資する事業（他1）

(1) 組織の強化・充実

法人会活動を充実させるためには、組織・基盤強化が重要であることから、会員数を維持・増加を図るための諸施策を実施する。

役員の率先した参画と指導及び協力保険会社3社との連携強化により新規会員募集の推進を行うとともに、退会防止策を講じる等の対応策を展開する。

法人会事務局のガバナンス強化、職員の資質向上を目的として、地域部会事務担当者会議を開催する。

また、会報の年3回発行、ホームページの充実、SNSを活用した情報発信、などにより法人会の知名度アップ・活動内容の周知を図り、会員増強等に資する活動に取り組む。

(2) 青年部会・女性部会の充実

① 青年部会の活動として、「部会員増強運動」、「企業訪問」、「スポーツ大会」についても、引き続き積極的な展開を図る。

② 「女性部会のあり方（指針）」に沿って、女性部会員の資質向上と法人会活動の充実・活性化に努め、「企業訪問」や「新年会」等の交流事業を進める。

(3) 法人会会員の福利厚生の上昇に資することを目的とする事業

会員企業の福利厚生の上昇に資するため、また法人会の財政基盤の一層の強化を図るため、協力保険会社3社との一層の連携強化により、福利厚生制度の充実、推進を図っていく。

(4) 優良経理担当職員表彰

会員企業の経理業務に永年の功労があった担当者に対し、新潟法人会会長名により「優良経理担当職員表彰」を行う。

これらにより、一層の納税協力活動の推進者を育成するとともに、会員企業の発展を支える人材の育成に寄与する。

4. 本会の組織を充実し全国法人会総連合・新潟県法人会連合会と連携強化を図る事業（公2）（他1）

会員支援のために、異業種交流の一環として、会員間の情報交換や相互の親睦事業を行うほか、会員等に限定した研修会講習会などの事業を行う。

5. 本会の活動に関係する諸官公庁との連携を図る事業

6. その他、本会の目的達成に必要な事業

収支予算書(損益計算ベース)

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

(単位:円)

No.	科 目	当 年 度	前 年 度	増 減	備 考
1	I 一般正味財産増減の部				
2	1. 経常増減の部				
3	(1) 経常収益				
4	基本財産運用益	13,000	5,500	7,500	
5	基本財産受取利息	13,000	5,500	7,500	
6	特定資産運用益	15,000	4,200	10,800	
7	特定資産受取利息	15,000	4,200	10,800	
8	受取会費	28,100,000	28,400,000	△ 300,000	
9	正会員受取会費	28,000,000	28,300,000	△ 300,000	
10	賛助会員受取会費	100,000	100,000	0	
11	事業収益	3,472,000	3,472,000	0	
12	会員親睦事業収益	2,800,000	2,800,000	0	
13	青年・女性部会事業収益	672,000	672,000	0	
14	受取補助金等	22,388,600	21,859,000	529,600	
15	受取全法連助成金振替額(A)	20,758,600	20,279,000	479,600	
16	受取全法連助成金(B)	400,000	350,000	50,000	
17	受取全法連補助金(B)	80,000	80,000	0	
18	受取県連補助金(B)	1,150,000	1,150,000	0	
19	雑収益	200,000	140,000	60,000	
20	受取利息	100,000	40,000	60,000	
21	雑収益	100,000	100,000	0	
22	経常収益計(A)	54,188,600	53,880,700	307,900	
23	(2) 経常費用				
24	事業費	47,147,625	46,686,990	460,635	
25	(税に関する研修会事業)	1,770,000	1,840,000	△ 70,000	
26	会場費	130,000	130,000	0	
27	資料費	900,000	1,000,000	△ 100,000	
28	諸謝金	50,000	70,000	△ 20,000	
29	通信運搬費	170,000	180,000	△ 10,000	
30	消耗品費	210,000	150,000	60,000	
31	印刷製本費	250,000	250,000	0	
32	委託費	60,000	60,000	0	
33	(税法税務に関する教材作成配布事業)	1,650,000	1,650,000	0	
34	資料費	1,650,000	1,650,000	0	
35	(租税教育事業)	950,000	916,000	34,000	
36	委員会費	50,000	40,000	10,000	
37	旅費交通費	40,000	40,000	0	
38	通信運搬費	70,000	60,000	10,000	
39	消耗品費	265,000	310,000	△ 45,000	
40	印刷製本費	250,000	210,000	40,000	
41	支払負担金	75,000	56,000	19,000	
42	委託費	200,000	200,000	0	
43	(税の広報事業)	182,000	102,000	80,000	
44	新聞掲載費	22,000	22,000	0	
45	支払負担金	80,000	80,000	0	
46	委託費	80,000	0	80,000	
47	(会報発行事業)	2,820,000	2,920,000	△ 100,000	
48	会報作成費	2,750,000	2,850,000	△ 100,000	
49	委員会費	70,000	70,000	0	
50	(税制改正提言事業)	70,000	70,000	0	
51	調査研究費	60,000	60,000	0	

(単位：円)

No.	科 目	当 年 度	前 年 度	増 減	備 考
52	委員会費	10,000	10,000	0	
53	(地域社会経営支援研修事業)	4,165,000	3,420,000	745,000	
54	会場費	600,000	600,000	0	
55	資料費	900,000	800,000	100,000	
56	諸謝金	2,050,000	1,550,000	500,000	
57	通信運搬費	100,000	70,000	30,000	
58	消耗品費	190,000	120,000	70,000	
59	印刷製本費	240,000	200,000	40,000	
60	委託費	60,000	60,000	0	
61	支払負担金	25,000	20,000	5,000	
62	(地域社会の経済経営に関する教材作成配布事業)	1,500,000	1,500,000	0	
63	資料費	1,500,000	1,500,000	0	
64	(地域社会貢献活動事業)	2,177,000	1,912,000	265,000	
65	会場費	540,000	540,000	0	
66	資料費	130,000	0	130,000	
67	諸謝金	1,200,000	1,000,000	200,000	
68	新聞掲載費	22,000	22,000	0	
69	委員会費	20,000	20,000	0	
70	通信運搬費	20,000	30,000	△ 10,000	
71	消耗品費	145,000	200,000	△ 55,000	
72	印刷製本費	100,000	100,000	0	
73	(組織基盤強化のための支援事業)	470,000	360,000	110,000	
74	会員増強推進費	450,000	340,000	110,000	
75	委員会費	20,000	20,000	0	
76	(会員支援事業)	1,260,000	1,220,000	40,000	
77	会員表彰事業費	1,230,000	1,190,000	40,000	
78	委員会費	30,000	30,000	0	
79	(会員交流事業)	4,547,500	4,804,000	△ 256,500	
80	会員交流費	4,500,000	4,750,000	△ 250,000	
81	租税公課	47,500	54,000	△ 6,500	消費税
82	(会員の福利厚生制度推進に関する事業)	140,000	70,000	70,000	
83	福利厚生事業費	140,000	70,000	70,000	
84	(管理費のうち事業費配賦額)	25,446,125	25,902,990	△ 456,865	
85	役員報酬	2,158,830	2,138,910	19,920	
86	給料手当	10,143,900	10,565,700	△ 421,800	
87	退職給付費用	684,930	694,609	△ 9,679	
88	福利厚生費	2,046,120	2,173,270	△ 127,150	
89	事務委託費	771,630	764,510	7,120	
90	旅費交通費	1,040,400	944,900	95,500	
91	通信運搬費	450,840	360,780	90,060	
92	リース料	936,360	1,108,110	△ 171,750	
93	減価償却費	903,028	903,028	0	
94	消耗品費	580,890	601,300	△ 20,410	
95	修繕費	69,360	68,720	640	
96	印刷製本費	60,690	60,130	560	
97	燃料費	17,340	25,770	△ 8,430	
98	光熱水料費	364,140	343,600	20,540	
99	保険料	76,296	74,372	1,924	
100	租税公課	771,691	771,691	0	固定資産税
101	委託費	3,034,500	2,834,700	199,800	
102	事務所管理費	736,950	755,920	△ 18,970	
103	支払手数料	511,530	627,070	△ 115,540	
104	雑費	86,700	85,900	800	
105	管理費	7,025,587	7,183,977	△ 158,390	
106	役員報酬	331,170	351,090	△ 19,920	
107	給料手当	1,556,100	1,734,300	△ 178,200	
108	退職給付費用	105,070	114,016	△ 8,946	

(単位：円)

No.	科 目	当 年 度	前 年 度	増 減	備 考
109	福利厚生費	313,880	356,730	△ 42,850	
110	渉外慶弔費	50,000	50,000	0	
111	表彰費	30,000	70,000	△ 40,000	
112	事務委託費	118,370	125,490	△ 7,120	
113	会議費	2,530,000	2,310,000	220,000	
114	総会費	1,550,000	1,400,000	150,000	
115	役員会費	850,000	800,000	50,000	
116	委員会費	30,000	20,000	10,000	
117	その他会議費	100,000	90,000	10,000	
118	旅費交通費	159,600	155,100	4,500	
119	通信運搬費	69,160	59,220	9,940	
120	リース料	143,640	181,890	△ 38,250	
121	減価償却費	172,004	172,004	0	
122	消耗品費	89,110	98,700	△ 9,590	
123	修繕費	10,640	11,280	△ 640	
124	印刷製本費	9,310	9,870	△ 560	
125	燃料費	2,660	4,230	△ 1,570	
126	光熱水料費	55,860	56,400	△ 540	
127	保険料	11,704	12,208	△ 504	
128	租税公課	146,989	146,989	0	固定資産税
129	諸会費	450,000	458,050	△ 8,050	
130	委託費	465,500	465,300	200	
131	事務所管理費	113,050	124,080	△ 11,030	
132	支払手数料	78,470	102,930	△ 24,460	
133	雑費	13,300	14,100	△ 800	
134	経常費用計(B)	54,173,212	53,870,967	302,245	
135	当期経常増減額(A - B)	15,388	9,733	5,655	
136					
137	2. 経常外増減の部				
138	(1) 経常外収益				
139	固定資産売却益				
140	固定資産受贈益				
141	経常外収益計	0	0	0	
142	(2) 経常外費用				
143	固定資産売却損				
144	固定資産除却損				
145	災害損失				
146	経常外費用計	0	0	0	
147	当期経常外増減額	0	0	0	
148	税引前当期一般正味財産増減額	15,388	9,733	5,655	
149	法人税、住民税、及び事業税	0	0	0	
150	当期一般正味財産増減額	15,388	9,733	5,655	
151	一般正味財産期首残高	100,801,920	100,792,187	9,733	
152	一般正味財産期末残高	100,817,308	100,801,920	15,388	
153	Ⅱ 指定正味財産増減の部				
154	受取補助金等	20,758,600	20,279,000	479,600	
155	受取全法連助成金	20,758,600	20,279,000	479,600	
156	一般正味財産への振替額	△ 20,758,600	△ 20,279,000	△ 479,600	
157	一般正味財産への振替額	△ 20,758,600	△ 20,279,000	△ 479,600	
158	当期指定正味財産増減額	0	0	0	
159	指定正味財産期首残高	0	0	0	
160	指定正味財産期末残高	0	0	0	
161	Ⅲ 正味財産期末残高	100,817,308	100,801,920	15,388	

収支予算書内訳表

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

(単位：円)

No.	科 目	公益目的事業会計				収益事業等会計			法人会計	内部取引 控	合 計
		公1 (税の啓発)	公2 (地域貢献)	共 通	小 計	収 入	他1 (会員支援)	小 計			
1	I 一般正味財産増減の部										
2	1. 経常増減の部										
3	(1) 経常収益										
4	基本財産運用益		13,000		13,000						13,000
5	基本財産受取利息		13,000		13,000						13,000
6	特定資産運用益								15,000		15,000
7	特定資産受取利息								15,000		15,000
8	受取会費		14,100,000		14,100,000				7,000,000		28,100,000
9	正会員受取会費		14,000,000		14,000,000				7,000,000		28,000,000
10	賛助会員受取会費		100,000		100,000						100,000
11	事業収益								3,472,000		3,472,000
12	会員親睦事業収益								2,800,000		2,800,000
13	青年・女性部会事業収益								672,000		672,000
14	受取補助金等	13,000,000	7,758,600		20,758,600				1,230,000	400,000	22,388,600
15	受取全法連助成金振替額	13,000,000	7,758,600		20,758,600						20,758,600
16	受取全法連助成金								400,000		400,000
17	受取全法連補助金								80,000		80,000
18	受取県連補助金								1,150,000		1,150,000
19	雑収益								200,000		200,000
20	受取利息								100,000		100,000
21	雑収益								100,000		100,000
22	経常収益計	13,000,000	7,758,600	14,113,000	34,871,600			11,702,000	7,615,000		54,188,600

(単位：円)

No.	科 目	公益目的事業会計				収益事業等会計			法人会計	内部取引 控 除	合 計
		公1 (税の啓発)	公2 (地域貢献)	共 通	小 計	取 1	他1 (会員支援)	小 計			
23	(2) 経常費用										
24	事業費	22,785,951	13,612,165		36,398,116		10,749,509	10,749,509			47,147,625
25	調査研究費	60,000			60,000						60,000
26	会場費	130,000	1,140,000		1,270,000						1,270,000
27	資料費	2,550,000	2,530,000		5,080,000						5,080,000
28	諸謝金	50,000	3,250,000		3,300,000						3,300,000
29	会報作成費	2,750,000			2,750,000						2,750,000
30	新聞掲載費	22,000	22,000		44,000						44,000
31	会員表彰事業費						1,230,000	1,230,000			1,230,000
32	会員増強推進費						450,000	450,000			450,000
33	会員交流費						4,500,000	4,500,000			4,500,000
34	福利厚生事業費						140,000	140,000			140,000
35	委員会費	130,000	20,000		150,000		50,000	50,000			200,000
36	役員報酬	1,304,760	480,570		1,785,330		373,500	373,500			2,158,830
37	給料手当	6,130,800	2,258,100		8,388,900		1,755,000	1,755,000			10,143,900
38	退職給付費用	413,960	152,470		566,430		118,500	118,500			684,930
39	福利厚生費	1,236,640	455,480		1,692,120		354,000	354,000			2,046,120
40	事務委託費	466,360	171,770		638,130		133,500	133,500			771,630
41	旅費交通費	668,800	231,600		900,400		180,000	180,000			1,080,400
42	通信運搬費	512,480	220,360		732,840		78,000	78,000			810,840
43	リース料	565,920	208,440		774,360		162,000	162,000			936,360
44	減価償却費	526,766	258,008		784,774		118,254	118,254			903,028
45	消耗品費	826,080	464,310		1,290,390		100,500	100,500			1,390,890
46	修繕費	41,920	15,440		57,360		12,000	12,000			69,360
47	印刷製本費	536,680	353,510		890,190		10,500	10,500			900,690
48	燃料費	10,480	3,860		14,340		3,000	3,000			17,340
49	光熱水料費	220,080	81,060		301,140		63,000	63,000			364,140
50	保険料	46,112	16,984		63,096		13,200	13,200			76,296

(単位：円)

No.	科 目	公益目的事業会計				収益事業等会計			法人会計	内部取引 控 除	合 計
		公1 (税の啓発)	公2 (地域貢献)	共 通	小 計	収 入	他 入 (会員支援)	小 計			
51	租税公課	450,153	220,483		670,636		148,555	148,555			819,191
52	委託費	2,174,000	735,500		2,909,500		525,000	525,000			3,434,500
53	支払負担金	155,000	25,000		180,000						180,000
54	事務所管理費	445,400	164,050		609,450		127,500	127,500			736,950
55	支払手数料	309,160	113,870		423,030		88,500	88,500			511,530
56	雑費	52,400	19,300		71,700		15,000	15,000			86,700
57	管理費								7,025,587		7,025,587
58	役員報酬								331,170		331,170
59	給料手当								1,556,100		1,556,100
60	退職給付費用								105,070		105,070
61	福利厚生費								313,880		313,880
62	渉外慶弔費								50,000		50,000
63	表彰費								30,000		30,000
64	事務委託費								118,370		118,370
65	会議費								2,530,000		2,530,000
66	旅費交通費								159,600		159,600
67	通信運搬費								69,160		69,160
68	リース料								143,640		143,640
69	減価償却費								172,004		172,004
70	消耗品費								89,110		89,110
71	修繕費								10,640		10,640
72	印刷製本費								9,310		9,310
73	燃料費								2,660		2,660
74	光熱水料費								55,860		55,860
75	保険料								11,704		11,704
76	租税公課								146,989		146,989
77	諸会費								450,000		450,000
78	委託費								465,500		465,500

(単位：円)

No.	科 目	公益目的事業会計				収益事業等会計			法人会計	内部取引 控 除	合 計
		公1 (税の啓発)	公2 (地域貢献)	共 通	小 計	収 入	他 入 (会員支援)	小 計			
79	事務所管理費								113,050		113,050
80	支払手数料								78,470		78,470
81	雑費								13,300		13,300
82	経常費用計	22,785,951	13,612,165	0	36,398,116			10,749,509	7,025,587		54,173,212
83	当期経常増減額	△ 9,785,951	△ 5,853,565	14,113,000	△ 1,526,516			952,491	589,413		15,388
84	2. 経常外増減の部										
85	(1) 経常外収益										
86	固定資産売却益										
87	固定資産受贈益										
88	経常外収益計										
89	(2) 経常外費用										
90	固定資産売却却損										
91	固定資産除却却損										
92	災害損失										
93	経常外費用計										
94	当期経常外増減額										
95	他会計振替額										
96	当期一般正味財産増減額	△ 9,785,951	△ 5,853,565	14,113,000	△ 1,526,516			952,491	589,413		15,388

【理事会承認事項】 令和8年度資金調達及び設備投資の見込み

事業 年度	自	令和8年4月1日	法人コード	
	至	令和9年3月31日	法人名	公益社団法人新潟法人会

認定規則第45条第3号

資金調達及び設備投資の見込みについて

(1) 資金調達の見込みについて

当期中における借入れの予定の有無を記載し、借入れ予定がある場合は、その借入先等を記載してください。

借入れの予定		なし		
事業 区分	番号	借入先	金額	用途
			円	
			円	

(2) 設備投資の見込みについて

当期中における重要な設備投資(除却又は売却を含む。)の予定の有無を記載し、設備投資の予定がある場合には、その内容等を記載してください。

設備投資の予定		なし		
事業 区分	番号	設備投資の内容	支出又は収入の 予定額	資金調達方法 又は取得資金の用途
			円	
			円	

【理事会承認事項】 事業の内容（平成23年公益法人移行認定申請時の当初事業の内容）

【法人の事業について】

認定規則第45条第4号

事業 年度	自	令和8年4月1日	法人コード	
	至	令和9年3月31日	法人名	公益社団法人新潟法人会

1. 事業の一覧

(1) 公益目的事業

事業番号	事業名等
公 1	税を巡る諸環境の整備改善等を図るための事業
公 2	地域の経済社会環境の整備改善等を図るための事業

(2) 収益事業等

[1] 収益事業

事業番号	事業名等
収	

[2] その他の事業(相互扶助等事業)

事業番号	事業名等
他 1	会組織の充実を図る事業、全国各地の法人会との連携強化を図る事業、会員支援のための親睦・交流等に関する事業、会員のための福利厚生事業

2. 個別事業の内容について

(1) 公益目的事業について

事業番号	事業の内容	当該事業の事業比率 (%)
公 1	税を巡る諸環境の整備改善等を図るための事業	48.8

〔1〕 事業の概要について (注1)

<p>税を巡る諸環境の整備改善等を図るための事業</p> <p>この事業の趣旨は、税の学習環境の整備や税務相談及び財政改善相談の環境を整え、税制及び税務に関する調査研究やその活動支援及び税に関する提言を行うことにより、納税意識の高揚や税知識の普及などの、税を巡る諸環境の整備改善等を図ることである。</p> <p>以上のことを目的に次の事業を行う。</p> <p>(1) 税に関する研修・セミナー事業 この事業の目的は、法人が行う税務申告や決算調整が非常に複雑化して来ているため、税制改正に伴う改正点等を明確に理解することである。 この事業の内容は、会員を含めた多くの方を対象に、税務に係る幅広い知識の普及や経営財政を取り巻く諸問題の改善を目的とした研修会やセミナーを開催することである。</p> <p>(2) 講演会事業 この事業の目的は、政治・経済学者・ジャーナリスト等の、視点を変えた税制に関する考え方を聞くことで、税知識の普及が身近に感じるように目指すことである。 この事業の内容は、広く参加を募りテーマに即した講演会を開催することである。</p> <p>(3) 租税教育事業 この事業の目的は、小学校で税に深く携わる人の目線で、租税教育を行うことである。 この事業の内容は、税金の課税される仕組みや使われ方、税の大切さを説明する租税教室の開催と、警察署や消防署及び自衛隊等施設等の税金で運営されている施設を見学することで、税金の使われ方の勉強会を実施することである。</p> <p>(4) 税の広報事業 この事業の目的は、改正税法や税務申告の情報に対する早期対応と周知を促すことである。 この事業の内容は、会のホームページ及び広報誌において、改正税法や税務申告の情報を掲載することと、その広報誌を市の公共施設や金融機関、商工会議所窓口等に配置して多くの市民の方々へ、税務情報を周知することである。 また、イベント会場で、税に関するクイズや日本の税制をマンガで説明した冊子を配布することで、市民から税に関心を持ってもらう事業も実施する。</p> <p>(5) 税の調査研究（支援を含む）及び社会への提言事業 この事業の目的は、法人各社が税金の大切さと税制を考える機会を与えることと、税制に対する意見集約を行って提言を行うことである。 この事業の内容は、法人各社へ税に対するアンケートを実施し、その意見・要望をもとに、税制改正要望をとりまとめて国会、地方議会、関係官庁に向けて提言を実施している。</p> <p>(事業実施のための財源) 公益事業は基本的に参加費無料で実施し、一部会員以外の者について有料とすることもありますが、極めて低廉な参加費の設定となっている。 このため参加費収入だけでは事業費を賅えないため、不足する部分は会費や（公益財）全国法人会総連合から補助金を充当している。 財団法人新潟法人会は、新潟市（秋葉区、西蒲区を除く）法人企業のほぼ40パーセントを会員としており、税務知識の普及・啓発、納税意識の向上、企業経営と地域社会の健全な発展に貢献することを目的に活動しているため、多くの賛同者をこれからも増やすことで、会費収入等の充実を図り、安定財源としていく。</p>
--

注1 事業の概要の欄では、事業の実施のための財源、必要となる財産を含めて記載してください。また、事業の重要な部分を委託している場合には、その委託部分がかかるように記載してください。

2. 個別の事業の内容について

(1) 公益目的事業について

事業番号	公 1
------	-----

[2]事業の公益性について

定款(法人の事業又は目的)上の根拠	第4条第1項第1号
事業の種類(別表の号)	(本事業が、左欄に記載した事業の種類に該当すると考える理由を記載してください。)
18	本事業はわが国の国税・地方財に関して、納税者の権利と義務を深く認識し、税制並びに税務行政の健全な運営の基礎となる、適正な申告納税環境の維持・発展に貢献する点において、別表18号の「国政の健全な運営の確保に資する事業」に該当すると考える。

(本事業が不特定多数の者の利益の増進に寄与すると言える事実を記載してください(注1。))			
(下欄事業区分欄から、法人の事業に該当の区分を選択してください。事業区分ごとのチェックポイントがその横に表示されます。該当する事業区分がないと考える場合には、最後の(18)「上記事業区分に該当しない場合」を選択してください。)		チェックポイントに該当する旨の説明	
事業区分	区分ごとのチェックポイント	(左欄に表示されたチェックポイントに対して、できるだけ対応するように、どのように事業を行うのかがわかるように記載してください。)	その他説明事項
(3) 講座、セミナー、育成	<p>1.当該講座、セミナー、育成(以下「講座等」)が不特定多数の者の利益の増進に寄与することを主たる目的として位置付け、適当な方法で明らかにしているか。</p> <p>2.当該講座等を受講する機会が、一般に開かれているか。</p> <p>(注)ただし、高度な専門的知識・技能等を育成するような講座等の場合、質を確保するため、レベル・性格等に応じた合理的な参加の要件を定めることは可。</p> <p>3.当該講座等及び専門的知識・技能等の確認行為(受講者が一定のレベルに達したか)について必要に応じて行う行為)に当たって、専門家が適切に関与しているか。</p> <p>(注)専門的知識の普及を行うためのセミナー、シンポジウムの場合には、確認行為については問わない。</p> <p>4.講師等に対して過大な報酬が支払われることになっていないか。</p>	<p>(1) 税に関する研修・セミナー事業について</p> <p>税務に関する実務者研修会(税制改正の要点、決算調整及び申告の実務、新設法人の税務申告、源泉所得税の申告事務、会社間取引の帳簿整理実務、事業承継に係る税制、経営財政改善等)について</p> <p>1 税制改正等については、一般の方が改正内容を理解するには非常に難しい点が多く、税務に係る実務者研修会は、会員や一般の方を対象にした解説及び実務の手引きを行う研修会であり、税制の周知を広く一般の方にまで行うことは、不特定多数の者の利益の増進に寄与すると考える。</p> <p>また、インターネット、広報誌、案内チラシ等を用いて、開催日、目的及び内容等の広報を行うことで、この事業の目的及び位置づけを明らかにしている。</p> <p>2 ホームページ等に掲載案内を記載する等して会員以外の一般の参加を呼びかけている。</p> <p>3 確認行為は行っていない。</p> <p>4 講師となる、税務署の担当官は無償。税理士や公認会計士においても一般相場より低い謝金で依頼している。(税理士の場合1回の研修会で2万円を上限としている。)</p>	<p>営利目的での事業を行うには、参加対象者が限定されることから、採算ベースに乗りにくいと思われ、これを事前に情報を広報すること参加費を原則無料とすることで、参加者の増加となり改正点の重要性を広く周知することとなっており、公共の利益に寄与していると考えられる。</p>

(3) 講座、セミナー、育成	<p>1.当該講座、セミナー、育成(以下「講座等」)が不特定多数の者の利益の増進に寄与することを主たる目的として位置付け、適当な方法で明らかにしているか。</p> <p>2.当該講座等を受講する機会が、一般に開かれているか。</p> <p>(注)ただし、高度な専門的知識・技能等を育成するような講座等の場合、質を確保するため、レベル・性格等に応じた合理的な参加の要件を定めることは可。</p> <p>3.当該講座等及び専門的知識・技能等の確認行為(受講者が一定のレベルに達したかについて必要に応じて行う行為)に当たって、専門家が適切に関与しているか。</p> <p>(注)専門的知識の普及を行うためのセミナー、シンポジウムの場合には、確認行為については問わない。</p> <p>4.講師等に対して過大な報酬が支払われることになっていないか。</p>	<p>(2) 税や財政に関する講演会事業について</p> <p>1 経営者、従業員、一般の方を対象に税制や税に関わる経営、財政の問題をテーマに講演会を開催することは、地域経済の改善向上、税制や財政知識の普及に繋がりを、広く一般に「納税意識の高揚」「税知識の普及」を伝えることにもなることから不特定多数の利益の増進に寄与すると考える。</p> <p>また、インターネット、広報誌、案内チラシなどを用いて、開催日、目的及び内容等の広報を行うことでこの事業の目的及び位置付けを明らかにしている。</p> <p>2 会員に限らず広く一般市民も対象として、ホームページ、広報誌、案内チラシ、時には地元新聞に掲載して広く一般の参加を呼びかけている。</p> <p>3 確認行為は行っていない。</p> <p>4 各講師とも一般的な相場、または、一般より低い謝金で依頼している。一部の講演会は、ボランティア的に協力してもらい無償の場合もある。</p>	<p>営利目的でこの事業を行うには、参加対象者が限定されることから、採算ベースに乗りにくいと思われる。参加費を原則無料とすることで、参加者の増加となり地域経済の活性化、税知識の普及を広く図ることとなり、公共の利益に寄与していると考えられる。</p>
(3) 講座、セミナー、育成	<p>1.当該講座、セミナー、育成(以下「講座等」)が不特定多数の者の利益の増進に寄与することを主たる目的として位置付け、適当な方法で明らかにしているか。</p> <p>2.当該講座等を受講する機会が、一般に開かれているか。</p> <p>(注)ただし、高度な専門的知識・技能等を育成するような講座等の場合、質を確保するため、レベル・性格等に応じた合理的な参加の要件を定めることは可。</p> <p>3.当該講座等及び専門的知識・技能等の確認行為(受講者が一定のレベルに達したかについて必要に応じて行う行為)に当たって、専門家が適切に関与しているか。</p> <p>(注)専門的知識の普及を行うためのセミナー、シンポジウムの場合には、確認行為については問わない。</p> <p>4.講師等に対して過大な報酬が支払われることになっていないか。</p>	<p>(3) 租税教育事業租税教室の開催について</p> <p>1 小学校児童対象の「税の教室」は新潟市内の各小学校を対象に開催し、税の大切さを心に刻んでもらうことを目的としており、次代を担う児童に広く税の大切さを周知することは、不特定多数の者の利益の増進に寄与すると考える。</p> <p>また、保護者会とおしての案内チラシ等を用いて、開催日、目的及び内容等の広報を行うことで、この事業の目的及び位置付けを明らかにしている。</p> <p>2 新潟市内各小学校全校を対象に行っている。</p> <p>3 確認行為は行っていない</p> <p>4 講師は、本会青年部会員がボランティアで行っており無償であり、参加は全て無料、地域美化運動の一環として、花の球根・種及び税制の小冊子の配布品も本会で負担している。</p>	<p>営利目的では為し得ない「国の根幹である税の大切さ」を児童に伝える機会を提供しており、公共の利益に寄与していると考えられる。</p>

<p>(18) 上記の事業区分に該当しない場合</p>	<p>1.事業目的(趣旨:不特定多数でない者の利益の増進への寄与を主たる目的に掲げていないかを確認する趣旨。)</p> <p>2.事業の合目的性(趣旨:事業の内容や手段が事業目的を実現するのに適切なものになっているかを確認する趣旨。)</p> <p>ア 受益の機会の公開(例 受益の機会が、一般に開かれているか)</p> <p>イ 事業の質を確保するための方策(例 専門家が適切に関与しているか)</p> <p>ウ 審査・選考の公正性の確保(例 当該事業が審査・選考を伴う場合、審査・選考が公正に行われることとなっているか)</p> <p>エ その他(例 公益目的として設定した事業目的と異なり、業界団体の販売促進、共同宣伝になっていないか)</p> <p>(注)2.(事業の合目的性)ア～エは例示であり、事業の特性に応じてそれぞれ事実認定上の軽重には差がある。</p>	<p>(4) 税の広報事業</p> <p>【1】 広報誌の配布・ホームページについて</p> <p>1 広報誌「新潟法人会会報」およびホームページに時宜に適した税法・税務等の情報を掲載し、情報発信している。広く一般の方に税の情報を提供することを事業目的とし、不特定多数でないものの利益の増進への寄与を目的に掲げていない。</p> <p>2 ア 広報誌は会員に送付しているほか、市の公共施設や金融機関窓口にも備え付けており、また、ホームページへのアクセスも、一般に呼びかけている。</p> <p>イ 広報誌およびホームページは、税務当局、上部団体の(公益財)全国法人会総連合から専門家による情報の提供を依頼し作成している。</p> <p>ウ 当該事業は、審査・選考を伴っていない。</p> <p>エ 公益目的として設定した「納税意識の高揚」「税知識の普及」を図ることを目的に広報誌の配布、ホームページの作成を行っており、業界団体の販売促進、共同宣伝とはなっていないと考える。</p>	<p>発行部数は、広報誌5,000部・上部団体(公益財)全国法人会総連合機関紙6,000部は、すべて無料で税知識の広報のため提供しており、公共の利益に寄与していると考えられる。</p>
<p>(18) 上記の事業区分に該当しない場合</p>	<p>1.事業目的(趣旨:不特定多数でない者の利益の増進への寄与を主たる目的に掲げていないかを確認する趣旨。)</p> <p>2.事業の合目的性(趣旨:事業の内容や手段が事業目的を実現するのに適切なものになっているかを確認する趣旨。)</p> <p>ア 受益の機会の公開(例 受益の機会が、一般に開かれているか)</p> <p>イ 事業の質を確保するための方策(例 専門家が適切に関与しているか)</p> <p>ウ 審査・選考の公正性の確保(例 当該事業が審査・選考を伴う場合、審査・選考が公正に行われることとなっているか)</p> <p>エ その他(例 公益目的として設定した事業目的と異なり、業界団体の販売促進、共同宣伝になっていないか)</p> <p>(注)2.(事業の合目的性)ア～エは例示であり、事業の特性に応じてそれぞれ事実認定上の軽重には差がある。</p>	<p>【2】 税に関するクイズについて</p> <p>1 アルビレックスバスケット試合会場や地域社会貢献活動特別講演会会場において、広く一般市民から、税金クイズ回答をすることで税に対する関心を引き出し、「納税意識の高揚」「税知識の普及」を図ることを目的に行っている事業である。</p> <p>2 ア 各地域のイベント会場の来場者を対象に実施しており、誰でも参加することができる。このことにより広く一般に開かれていると考える。</p> <p>イ 税金クイズの内容は、国税庁ホームページ税の学習コーナーから作成しており、税務当局にも確認いただいている。</p> <p>ウ 当該事業は、審査・選考を伴わない。</p> <p>エ 定款にも明記しているように、公益目的として設定した「納税意識の高揚」「税知識の普及」を図ることを目的に行っており、業界団体の販売促進、共同宣伝とはなっていないと考える。</p>	<p>日本の税制を税のマンガで説明した冊子の配布部数は、租税教育事業とあわせて5,000部で税知識の普及のため提供しており、公共の利益に寄与していると考えられる。</p>

(6) 調査、資料収集	<p>1.当該調査、資料収集が不特定多数の者の利益の増進に寄与することを主たる目的として位置付け、適当な方法で明らかにしているか。</p> <p>2.当該調査、資料収集の名称や結果を公表していなかったり、内容についての外部からの問合せに答えないということはないか。</p> <p>(注)ただし、受託の場合、個人情報保護、機密性その他の委託元のやむを得ない理由で公表できない場合があり、この場合は、当該理由の合理性について個別にその妥当性を判断する。</p> <p>3.当該調査、資料収集に専門家が適切に関与しているか。</p> <p>4.当該法人が外部に委託する場合、そのすべてを他者に行わせること(いわゆる丸投げ)はないか。</p>	<p>(5) 税の調査研究(支援を含む)及び社会への提言事業について</p> <p>1 経営者を対象に、税制についてのアンケート調査を実施。(社)新潟県法人会連合会(公益財)全国法人会総連合と連携し、より良い税制を実現するための税制改正を取りまとめ、国会、地方自治体、地方議会に提言を行うことは、不特定多数の利益の増進に寄与すると考える。結果については、ホームページ、広報誌、チラシ等により一般の方に公開することで、この事業の目的及び位置づけを明らかにしている。</p> <p>2 とりまとめられた税制改正要望および改正事項は、広報誌ホームページおよびチラシで公表し、税制改正の内容については、税務当局の協力を得て研修会を開催し問い合わせに答えている。</p> <p>3 税制改正アンケートは、税制委員会(税理士を含む)で検討・分析しており、アンケートの取りまとめは、(社)新潟県法人会連合会(公益財)全国法人会総連合が専門家を交えて取りまとめることから、専門家が適切に関与していると考ええる。</p> <p>4 上部団体で全国的な税制改正アンケートの取りまとめを行い、当会も連携していることから外部には委託していない。</p>	<p>税制改正の内容をまとめた冊子を作成し、研修会等で無料で提供しており、公共の利益に寄与していると考えられる。</p>
-------------	---	--	--

[3]本事業を反復継続して行うのに最低限必要となる許認可等について(注2)

許認可等の名称	根拠法令	許認可等行政機関

注1 「公益認定等に関する運用について(公益認定等ガイドライン)」における「【参考】公益目的事業のチェックポイントについて」を参考に記載してください。

注2 記載した許認可等を得ている場合には、許認可等の写しを、現在申請中の場合には、当該許認可等の申請書を添付してください。また、「許認可等行政機関」は課名等まで記載してください。

2. 個別事業の内容について

(1) 公益目的事業について

事業番号	事業の内容	当該事業の事業比率 (%)
公 2	地域の経済社会環境の整備改善等を図るための事業	23.9

[1] 事業の概要について (注1)

<p>地域の経済社会環境の整備改善等を図るための事業</p> <p>この事業の趣旨は、政治経済情勢の認識機会の提供や、高齢者・地域住民に癒される機会を提供することにより、地域社会の活性化や整備改善等を図ることである。 以上のことを目的に次の事業を行う。</p> <p>(1) 講演会・セミナーの開催事業 この事業の目的は、地域社会への政治経済情勢の情報、健康の情報、癒される機会の福祉の情報等の講演会や地域経済の発展に繋がる実務セミナーの開催で、地域社会の活性化や経済の改善に役立つことである。 この事業の内容は、法人及び一般の方を対象に、行政関係者、政治アナリスト、大学教授、タレント、経営実務コンサルタント、文化人など広範囲な分野の専門家を講師に迎え、講演会・セミナーを開催することである。</p> <p>(2) 地域の福祉問題や環境問題などの改善に資する事業 この事業の目的は、一般市民の家庭で不要になった古タオル、古シーツを回収し、福祉・医療現場での再利用や、各地域において環境美化活動へ取り組むことで、福祉問題や環境問題の改善に役立つことである。 この事業の内容は、新潟市内一般市民に呼びかけ、講演会、研修会等で参加無料として古タオル、古シーツの持参を呼びかけている。また、花の球根・種を老人福祉施設や学校、一般家庭に配布し市内の環境美化活動を行っている。</p> <p>(3) 献血活動推進事業 この事業の目的は、冬場に献血者が不足するため輸血用血液が不足することから、青年部主催で献血活動を企画立案し献血活動に取り組んで血液不足の解消に協力している。 この事業の内容は、イベント会場で一般市民の方に献血の呼びかけを行い参加してもらうことである。</p> <p>(事業実施のための財源) 上記の事業の講演会・セミナーは、基本的に参加無料で実施、一部について会員以外の者について有料とすることもあるが、極めて低廉な価格設定となっている。また、福祉・環境の改善の事業は、ボランティアで実施している。 このため、事業収入だけでは事業費を賄えないので、不足する残高は受取会費や(公益財)全国法人会総連合の補助金を充当している。 社団法人新潟法人会は、新潟市(秋葉区、西蒲区を除く)法人企業のほぼ40パーセントを会員としており税務知識の普及・啓発、納税意識の向上、企業経営と地域社会の健全な発展に貢献することを目的に活動しているため、多くの賛同者をこれからも増やすことで、会費収入等の充実を図り、安定財源としていく。</p>

注1 事業の概要の欄では、事業の実施のための財源、必要となる財産を含めて記載してください。また、事業の重要な部分を委託している場合には、その委託部分がかかるように記載してください。

2. 個別の事業の内容について

(1) 公益目的事業について

事業番号	公 2
------	-----

[2]事業の公益性について

定款(法人の事業又は目的)上の根拠	
事業の種類 (別表の号)	(本事業が、左欄に記載した事業の種類に該当すると考える理由を記載してください。)
19	本事業は、地域経済社会の一員として地域の経済社会環境の整備改善等を図ることを目的とする点において、別表19号の「地域社会の健全な発展を目的とする事業」に該当すると考える。

(本事業が不特定多数の者の利益の増進に寄与すると言える事実を記載してください(注1)。)		
(下欄事業区分欄から、法人の事業に該当の区分を選択してください。事業区分ごとのチェックポイントがその横に表示されます。該当する事業区分がないと考える場合には、最後の(18)「上記事業区分に該当しない場合」を選択してください。)		チェックポイントに該当する旨の説明
事業区分	区分ごとのチェックポイント	<p>(左欄に表示されたチェックポイントに対して、できるだけ対応するように、どのように事業を行うのかがわかるように記載してください。)</p> <p>その他説明事項</p>
(3) 講座、セミナー、育成	<p>1.当該講座、セミナー、育成(以下「講座等」)が不特定多数の者の利益の増進に寄与することを主たる目的として位置付け、適当な方法で明らかにしているか。</p> <p>2.当該講座等を受講する機会が、一般に開かれているか。</p> <p>(注)ただし、高度な専門的知識・技能等を育成するような講座等の場合、質を確保するため、レベル・性格等に応じた合理的な参加の要件を定めることは可。</p> <p>3.当該講座等及び専門的知識・技能等の確認行為(受講者が一定のレベルに達したかについて必要に応じて行う行為)に当たって、専門家が適切に関与しているか。</p> <p>(注)専門的知識の普及を行うためのセミナー、シンポジウムの場合には、確認行為については問わない。</p> <p>4.講師等に対して過大な報酬が支払われることになっていないか。</p>	<p>(1)講演会・セミナー開催の事業について</p> <p>1 法人及び一般市民を対象に、政治経済情勢や健康・福祉的情報の認識機会の提供や経済活動の活性化を図るための講演会・セミナー等を開催することは、地域経済全般の活性化を促す効果に大いに役立っており、不特定多数の者の利益の増進に寄与すると考える。</p> <p>また、ホームページ、広報誌、案内チラシなどを用いてこの事業の開催日、目的及び内容等の広報を行うことで、この事業の目的及び位置付けを明らかにしている。</p> <p>2 ホームページに研修会開催案内や税以外の経営に関する小冊子の無料配布案内を掲載し、開催要領を載せた広報誌を新潟市役所、県庁、金融機関等に設置、新聞の折込チラシを入れる等して、会員以外の一般の参加を広く呼びかけている。</p> <p>3 確認行為は行っていない。</p> <p>4 講師には、一般より低い謝金で依頼するケースが多いが、テーマによっては、一般世間相場となることもある。</p> <p>講演会・セミナー参加者には、税の情報、日本の税制をマンガで説明した冊子を配付し税知識の普及の機会を提供しており、公共の利益に寄与していると考えられる。</p>

<p>(18) 上記の事業区分に該当しない場合</p>	<p>1.事業目的(趣旨:不特定多数でない者の利益の増進への寄与を主たる目的に掲げていないかを確認する趣旨。)</p> <p>2.事業の合目的性(趣旨:事業の内容や手段が事業目的を実現するのに適切なものになっているかを確認する趣旨。)</p> <p>ア 受益の機会の公開(例 受益の機会が、一般に開かれているか)</p> <p>イ 事業の質を確保するための方策(例 専門家が適切に関与しているか)</p> <p>ウ 審査・選考の公正性の確保(例 当該事業が審査・選考を伴う場合、審査・選考が公正に行われることとなっているか)</p> <p>エ その他(例 公益目的として設定した事業目的と異なり、業界団体の販売促進、共同宣伝になっていないか)</p> <p>(注)2.(事業の合目的性)ア～エは例示であり、事業の特性に応じてそれぞれ事実認定上の軽重には差がある。</p>	<p>(2)地域の福祉問題や環境問題などの改善に資する事業について</p> <p>1 この活動は、一般市民に寄付を呼びかけ、家庭で不要になった古タオル、古シーツを回収し、老人福祉施設や医療機関に寄贈し、不要のものを再利用し役立てることを事業目的に行っている。また美しい住み良いまちづくりへの意識の高揚を図るため租税教育実施校、社会貢献活動特別講演会参加者にそれぞれ「花の球根と種」を配り環境美化活動を行っている。この効果は広く地域社会に定着し不特定多数の利益の増進に寄与すると考える。</p> <p>2</p> <p>ア 一般市民の家庭から不要になったものを、老人介護施設、病院で再利用する環境にやさしい活動は、新潟市(秋葉区、西蒲区を除く)全域に呼びかけていることから、受益の機会が一般に開かれていると考える。</p> <p>イ 提供先である介護・医療現場の意見を聞き、最近では、花の球根と種と一緒に寄贈し、事業の質を確保するよう専門家から意見・要望を聞いている。</p> <p>ウ 当該事業は、審査・選考は伴わない。</p> <p>エ 介護・医療現場から感謝され、地域の福祉問題や環境問題などを改善する公益事業として、一般市民に定着している。</p>	<p>最近では、介護・医療現場からの要望で、女性部研修会で日常的に古タオルの回収を進めており、公共の利益に寄与していると考えられる。</p>
<p>(18) 上記の事業区分に該当しない場合</p>	<p>1.事業目的(趣旨:不特定多数でない者の利益の増進への寄与を主たる目的に掲げていないかを確認する趣旨。)</p> <p>2.事業の合目的性(趣旨:事業の内容や手段が事業目的を実現するのに適切なものになっているかを確認する趣旨。)</p> <p>ア 受益の機会の公開(例 受益の機会が、一般に開かれているか)</p> <p>イ 事業の質を確保するための方策(例 専門家が適切に関与しているか)</p> <p>ウ 審査・選考の公正性の確保(例 当該事業が審査・選考を伴う場合、審査・選考が公正に行われることとなっているか)</p> <p>エ その他(例 公益目的として設定した事業目的と異なり、業界団体の販売促進、共同宣伝になっていないか)</p> <p>(注)2.(事業の合目的性)ア～エは例示であり、事業の特性に応じてそれぞれ事実認定上の軽重には差がある。</p>	<p>(3)献血活動推進事業について</p> <p>1 この活動は、冬場に献血が不足するため輸血用血液が不足するとのことから、青年部主催で献血活動を企画立案し献血活動に取り組んで血液不足の解消に協力している。この効果は広く地域社会に貢献し不特定多数の利益の増進に寄与すると考える。</p> <p>2</p> <p>ア 一般市民の血液の提供を受け、献血の少ない時期に日赤血液センターに依頼して、イベント会場の入口に献血車を配置し、来場者等に献血に参加してもらい、採血された血液は、日赤血液センターを通して輸血が必要な方に提供している。</p> <p>イ 提供先である日赤血液センターと開催時期、場所、実施人員等を何回も協議し、事業の質を確保するよう専門家である日赤からの意見・要望を聞いている。</p> <p>ウ 当該事業は、審査・選考は伴わない。</p> <p>エ 日赤血液センターから感謝され、地域の血液医療問題や環境問題などを改善する公益事業として、一般市民に定着している。</p>	

[3]本事業を反復継続して行うのに最低限必要となる許認可等について(注2)

許認可等の名称	根拠法令	許認可等行政機関

注1 「公益認定等に関する運用について(公益認定等ガイドライン)」における「【参考】公益目的事業のチェックポイントについて」を参考に記載してください。

注2 記載した許認可等を得ている場合には、許認可等の写しを、現在申請中の場合には、当該許認可等の申請書を添付してください。また、「許認可等行政機関」は課名等まで記載してください。

(3) その他の事業（相互扶助等事業）について

事業番号	事業の内容	定款（法人の事業又は目的）上の根拠
他 1	会組織の充実を図る事業、全国各地の法人会との連携強化を図る事業、会員支援のための親睦・交流等に関する事業、会員のための福利厚生事業	第4条第1項第3号第4号
事業の概要		
<p>会員支援のために、会員の輪を広げるために、異業種交流の一環として、会員間の情報交換や相互の親睦事業を行うほか、会員等に限定した研修会講習会などの事業を行っている。また、当該事業は下記の通り。</p> <p>(1) 会員年末特別講演会(年1回開催 200名参加)</p> <p>(2) 優良経理担当者職員の表彰(年1回開催 21名表彰)</p> <p>(3) 視察研修(5地域部会・青年部・女性部で開催 延べ130名参加)</p> <p>(4) 法人会会員の福利厚生の向上に資するため、制度内容や推進体制の見直しなどの検討を行う。</p> <p style="padding-left: 40px;">表彰制度については個人はもとより平成23年度から単位会も対象として実施し、一層の活性化を図る。</p> <p>(5) 会員増強推進運動(本会・5地域部会・青年・女性部会で随時開催)</p> <p>(6) 支部役員事業会議(16支部で随時開催)</p>		
本事業を反復継続して行うのに最低限必要となる許認可等について（注）		
許認可等の名称	根拠法令	許認可等行政機関

注 記載した許認可等を得ている場合には、許認可等の写しを、現在申請中の場合には、当該許認可等の申請書を添付してください。また、「許認可等行政機関」は課名等まで記載してください。

決 議 事 項

第1号議案 令和7年度 決算報告承認の件

第2号議案 その他

貸借対照表

令和8年3月31日現在

(単位：円)

No.	科 目	当 年 度	前 年 度	増 減
1	I 資産の部			
2	1. 流動資産			
3	現金預金	39,440,537	38,456,866	983,671
4	現金	79,285	33,875	45,410
5	普通預金	36,361,252	35,422,991	938,261
6	定期預金	3,000,000	3,000,000	0
7	前払金	21,000	0	21,000
8	【流動資産合計】	39,461,537	38,456,866	1,004,671
9	2. 固定資産			
10	(1) 基本財産			
11	定期預金	5,000,000	5,000,000	0
12	【基本財産合計】	5,000,000	5,000,000	0
13	(2) 特定資産			
14	退職給付引当資産	5,114,094	4,211,469	902,625
15	【特定資産合計】	5,114,094	4,211,469	902,625
16	(3) その他固定資産			
17	建物	12,796,925	13,813,899	△ 1,016,974
18	建物附属設備	621,574	679,632	△ 58,058
19	土地	43,913,266	43,913,266	0
20	電話加入権	72,800	72,800	0
21	保証金	50,000	50,000	0
22	【その他固定資産合計】	57,454,565	58,529,597	△ 1,075,032
23	【固定資産合計】	67,568,659	67,741,066	△ 172,407
24	【資産合計】	107,030,196	106,197,932	832,264
25	II 負債の部			
26	1. 流動負債			
27	未払金	810,622	900,137	△ 89,515
28	預り金	303,560	337,800	△ 34,240
29	【流動負債合計】	1,114,182	1,237,937	△ 123,755
30	2. 固定負債			
31	退職給付引当金	5,114,094	4,211,469	902,625
32	【固定負債合計】	5,114,094	4,211,469	902,625
33	【負債合計】	6,228,276	5,449,406	778,870
34	III 正味財産の部			
35	1. 基金			
36	基金	0	0	0
37	2. 指定正味財産			
38	【指定正味財産合計】	0	0	0
39	3. 一般正味財産			
40	(1) 代替基金	0	0	0
41	(2) その他一般正味財産	100,801,920	100,748,526	53,394
42	【一般正味財産合計】	100,801,920	100,748,526	53,394
43	(うち基本財産への充当額)	(5,000,000)	(5,000,000)	(0)
44	【正味財産合計】	100,801,920	100,748,526	53,394
45	【負債及び正味財産合計】	107,030,196	106,197,932	832,264

正味財産増減計算書

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

(単位：円)

No.	科 目	当 年 度	前 年 度	増 減	備 考
1	I 一般正味財産増減の部				
2	1. 経常増減の部				
3	(1) 経常収益				
4	基本財産運用益	4,229	100	4,129	
5	基本財産受取利息	4,229	100	4,129	
6	特定資産運用益	8,294	1,843	6,451	
7	特定資産受取利息	8,294	1,843	6,451	
8	受取会費	27,963,780	28,472,755	△ 508,975	
9	正会員受取会費	27,864,780	28,379,355	△ 514,575	
10	賛助会員受取会費	99,000	93,400	5,600	
11	事業収益	3,377,380	3,670,925	△ 293,545	
12	会員親睦事業収益	2,681,600	2,966,200	△ 284,600	懇親会等会費収入
13	青年・女性部会事業収益	695,780	704,725	△ 8,945	青年・女性部会会費収入
14	受取補助金等	21,979,000	21,942,500	36,500	
15	受取全法連助成金振替額(A)	20,279,000	20,153,500	125,500	
16	受取全法連助成金(B)	350,000	350,000	0	
17	受取全法連補助金(B)	200,000	264,000	△ 64,000	会員増強支援等
18	受取県連補助金(B)	1,150,000	1,175,000	△ 25,000	
19	雑収益	304,481	208,426	96,055	
20	受取利息	94,641	26,127	68,514	
21	雑収益	209,840	182,299	27,541	
22	経常収益計(A)	53,637,164	54,296,549	△ 659,385	
23	(2) 経常費用				
24	事業費	46,900,473	47,972,161	△ 1,071,688	
25	(税に関する研修会事業)	1,438,765	1,341,084	97,681	
26	会場費	145,384	115,050	30,334	
27	資料費	713,088	673,004	40,084	
28	通信運搬費	140,299	122,589	17,710	
29	消耗品費	158,439	82,051	76,388	
30	印刷製本費	199,881	266,716	△ 66,835	
31	諸謝金	22,274	22,274	0	
32	委託費	59,400	59,400	0	
33	(税法税務に関する教材作成配布事業)	2,450,698	2,383,867	66,831	
34	資料費	2,450,698	2,383,867	66,831	
35	(租税教育事業)	917,003	906,650	10,353	
36	委員会費	43,940	44,900	△ 960	
37	旅費交通費	40,900	34,300	6,600	
38	通信運搬費	56,639	51,450	5,189	
39	消耗品費	300,103	254,473	45,630	
40	印刷製本費	245,421	177,188	68,233	
41	支払負担金	54,000	124,339	△ 70,339	
42	委託費	176,000	220,000	△ 44,000	
43	(税の広報事業)	101,559	101,608	△ 49	
44	新聞掲載費	22,000	22,000	0	
45	支払負担金	79,559	79,608	△ 49	
46	(会報発行事業)	2,586,800	3,015,680	△ 428,880	
47	会報作成費	2,534,840	2,946,260	△ 411,420	
48	委員会費	51,960	69,420	△ 17,460	
49	(税制改正提言事業)	57,586	56,552	1,034	
50	調査研究費	49,586	49,952	△ 366	
51	委員会費	8,000	6,600	1,400	

(単位：円)

No.	科 目	当 年 度	前 年 度	増 減	備 考
52	(地域社会経営支援研修事業)	3,371,128	3,038,617	332,511	
53	会場費	580,894	637,556	△ 56,662	
54	資料費	1,154,980	809,650	345,330	
55	通信運搬費	65,853	107,321	△ 41,468	
56	消耗品費	149,482	49,409	100,073	
57	印刷製本費	266,626	223,255	43,371	
58	諸謝金	1,072,393	1,136,526	△ 64,133	
59	支払負担金	21,500	15,500	6,000	
60	委託費	59,400	59,400	0	
61	(地域社会の経済経営に関する教材作成配布事業)	858,000	1,551,000	△ 693,000	
62	資料費	858,000	1,551,000	△ 693,000	
63	(地域社会貢献活動事業)	2,016,550	2,187,211	△ 170,661	
64	会場費	741,571	544,286	197,285	
65	新聞掲載費	22,000	22,000	0	
66	委員会費	10,000	12,000	△ 2,000	
67	通信運搬費	18,685	13,335	5,350	
68	消耗品費	76,784	265,880	△ 189,096	
69	印刷製本費	97,108	89,650	7,458	
70	諸謝金	1,050,402	1,240,060	△ 189,658	
71	(組織基盤強化のための支援事業)	347,460	204,600	142,860	
72	会員増強推進費	308,360	187,400	120,960	
73	委員会費	39,100	17,200	21,900	
74	(会員支援事業)	1,266,371	853,680	412,691	
75	会員表彰事業費	1,238,371	820,680	417,691	
76	委員会費	28,000	33,000	△ 5,000	
77	(会員交流事業)	4,274,539	4,838,970	△ 564,431	
78	会員交流費	4,220,739	4,838,970	△ 618,231	
79	租税公課	53,800	0	53,800	
80	(会員の福利厚生の推進に関する事業)	139,946	65,170	74,776	
81	福利厚生事業費	139,946	65,170	74,776	
82	(管理費のうち事業費配賦額)	27,074,068	27,427,472	△ 353,404	
83	役員報酬	2,206,140	2,221,080	△ 14,940	
84	給料手当	10,786,570	10,841,368	△ 54,798	
85	退職給付費用	799,726	741,364	58,362	
86	福利厚生費	2,164,850	2,249,874	△ 85,024	
87	事務委託費	832,840	793,880	38,960	
88	旅費交通費	759,803	1,004,366	△ 244,563	
89	通信運搬費	404,112	388,745	15,367	
90	減価償却費	903,028	903,028	0	
91	消耗品費	702,937	636,058	66,879	
92	修繕費	462,937	0	462,937	
93	印刷製本費	49,705	63,287	△ 13,582	
94	燃料費	9,661	15,289	△ 5,628	
95	光熱水料費	368,472	360,800	7,672	
96	保険料	77,924	77,230	694	
97	租税公課	771,691	771,691	0	
98	リース料	1,118,655	1,305,428	△ 186,773	
99	事務所管理費	775,470	787,444	△ 11,974	
100	委託費	3,224,002	3,503,802	△ 279,800	
101	支払手数料	569,638	680,628	△ 110,990	
102	雑費	85,907	82,110	3,797	
103	管理費	6,683,297	6,212,367	470,930	
104	役員報酬	283,860	268,920	14,940	
105	給料手当	1,387,890	1,312,632	75,258	
106	退職給付費用	102,899	89,761	13,138	

(単位：円)

No.	科 目	当 年 度	前 年 度	増 減	備 考
107	福利厚生費	278,548	272,407	6,141	
108	事務委託費	107,160	96,120	11,040	
109	旅費交通費	97,763	121,604	△ 23,841	
110	通信運搬費	51,996	47,068	4,928	
111	減価償却費	172,004	172,004	0	
112	消耗品費	90,446	77,011	13,435	
113	修繕費	59,563	0	59,563	
114	印刷製本費	6,395	7,663	△ 1,268	
115	燃料費	1,243	1,851	△ 608	
116	光熱水料費	47,411	43,683	3,728	
117	保険料	10,026	9,350	676	
118	租税公課	146,989	146,989	0	
119	リース料	143,936	158,056	△ 14,120	
120	事務所管理費	99,778	95,339	4,439	
121	委託費	414,826	424,229	△ 9,403	
122	支払手数料	73,293	82,408	△ 9,115	
123	会議費	2,534,299	2,287,665	246,634	
124	総会費	1,559,238	1,388,192	171,046	
125	役員会費	865,161	814,433	50,728	
126	委員会費	34,400	25,340	9,060	
127	その他会議費	75,500	59,700	15,800	
128	諸会費	458,050	460,300	△ 2,250	県連、商工会議所他
129	渉外慶弔費	15,000	27,365	△ 12,365	
130	表彰費	88,869	0	88,869	
131	雑費	11,053	9,942	1,111	
132	経常費用計(B)	53,583,770	54,184,528	△ 600,758	
133	当期経常増減額(A - B)	53,394	112,021	△ 58,627	
134					
135	2. 経常外増減の部				
136	(1) 経常外収益				
137	固定資産売却益				
138	固定資産受贈益				
139	経常外収益計	0	0	0	
140	(2) 経常外費用				
141	固定資産売却損				
142	固定資産除却損				
143	災害損失				
144	経常外費用計	0	0	0	
145	当期経常外増減額	0	0	0	
146	税引前当期一般正味財産増減額	53,394	112,021	△ 58,627	
147	法人税、住民税及び事業税	0	0	0	
148	当期一般正味財産増減額	53,394	112,021	△ 58,627	
149	一般正味財産期首残高	100,748,526	100,636,505	112,021	
150	一般正味財産期末残高	100,801,920	100,748,526	53,394	
151	Ⅱ 指定正味財産増減の部				
152	受取補助金等	20,279,000	20,153,500	125,500	
153	受取全法連助成金	20,279,000	20,153,500	125,500	
154	一般正味財産への振替額	△ 20,279,000	△ 20,153,500	△ 125,500	
155	一般正味財産への振替額	△ 20,279,000	△ 20,153,500	△ 125,500	
156	当期指定正味財産増減額	0	0	0	
157	指定正味財産期首残高	0	0	0	
158	指定正味財産期末残高	0	0	0	
159	Ⅲ 正味財産期末残高	100,801,920	100,748,526	53,394	

正味財産増減計算書内訳表

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

(単位：円)

No	科 目	公益目的事業会計				収益事業等会計			法人会計	内部取引 控	合 計
		公1 (税の啓発)	公2 (地域貢献)	共 通	小 計	取 1	他 1 (会員支援)	小 計			
1	I 一般正味財産増減の部										
2	1. 経常増減の部										
3	(1) 経常収益										
4	基本財産運用益			4,229	4,229						4,229
5	基本財産受取利息			4,229	4,229						4,229
6	特定資産運用益								8,294		8,294
7	特定資産受取利息								8,294		8,294
8	受取会費			15,599,000	15,599,000				6,364,780		27,963,780
9	正会員受取会費			15,500,000	15,500,000				6,364,780		27,864,780
10	賛助会員受取会費			99,000	99,000						99,000
11	事業収益								3,377,380		3,377,380
12	会員親睦事業収益								2,681,600		2,681,600
13	青年・女性部会事業収益								695,780		695,780
14	受取補助金等	12,979,000	7,300,000		20,279,000				1,150,000	550,000	21,979,000
15	受取全法連助成金振替額	12,979,000	7,300,000		20,279,000						20,279,000
16	受取全法連助成金								350,000		350,000
17	受取全法連補助金								200,000		200,000
18	受取県連補助金								1,150,000		1,150,000
19	雑収益			4,840	4,840				299,641		304,481
20	受取利息								94,641		94,641
21	雑収益			4,840	4,840				205,000		209,840
22	経常収益計	12,979,000	7,300,000	15,608,069	35,887,069				10,527,380	7,222,715	53,637,164

(単位：円)

No.	科 目	公益目的事業会計				収益事業等会計			法人会計	内部取引 控 除	合 計
		公1 (税の啓発)	公2 (地域貢献)	共 通	小 計	取1	他1 (会員支援)	小 計			
23	(2) 経常費用										
24	事業費	25,041,772	11,912,976		36,954,748			9,945,725			46,900,473
25	調査研究費	49,586			49,586						49,586
26	会場費	145,384	1,322,465		1,467,849						1,467,849
27	資料費	3,163,786	2,012,980		5,176,766						5,176,766
28	諸謝金	22,274	2,122,795		2,145,069						2,145,069
29	会報作成費	2,534,840			2,534,840						2,534,840
30	新聞掲載費	22,000	22,000		44,000						44,000
31	会員表彰事業費							1,238,371			1,238,371
32	会員増強推進費							308,360			308,360
33	会員交流費							4,220,739			4,220,739
34	福利厚生事業費							139,946			139,946
35	委員会費	103,900	10,000		113,900			67,100			181,000
36	役員報酬	1,434,240	450,690		1,884,930			321,210			2,206,140
37	給料手当	7,012,488	2,203,577		9,216,065			1,570,505			10,786,570
38	退職給付費用	519,912	163,375		683,287			116,439			799,726
39	福利厚生費	1,407,397	442,255		1,849,652			315,198			2,164,850
40	事務委託費	541,440	170,140		711,580			121,260			832,840
41	旅費交通費	534,858	155,219		690,077			110,626			800,703
42	通信運搬費	459,656	167,094		626,750			58,838			685,588
43	減価償却費	526,766	258,008		784,774			118,254			903,028
44	消耗品費	915,531	369,868		1,285,399			102,346			1,387,745
45	修繕費	300,961	94,573		395,534			67,403			462,937
46	印刷製本費	477,616	373,888		851,504			7,237			858,741
47	燃料費	6,280	1,974		8,254			1,407			9,661

(単位：円)

No	科 目	公益目的事業会計				収益事業等会計			法人会計	内部取引 控 除	合 計
		公1 (税の啓発)	公2 (地域貢献)	共 通	小 計	収1	他1 (会員支援)	小 計			
48	光熱水料費	239,548	75,275		314,823		53,649	53,649			368,472
49	保険料	50,659	15,919		66,578		11,346	11,346			77,924
50	租税公課	450,153	220,483		670,636		154,855	154,855			825,491
51	支払負担金	133,559	21,500		155,059						155,059
52	リース料	727,252	228,529		955,781		162,874	162,874			1,118,655
53	事務所管理費	504,143	158,420		662,563		112,907	112,907			775,470
54	委託費	2,331,365	718,028		3,049,393		469,409	469,409			3,518,802
55	支払手数料	370,329	116,371		486,700		82,938	82,938			569,638
56	雑費	55,849	17,550		73,399		12,508	12,508			85,907
57	管理費								6,683,297		6,683,297
58	役員報酬								283,860		283,860
59	給料手当								1,387,890		1,387,890
60	退職給付費用								102,899		102,899
61	福利厚生費								278,548		278,548
62	事務委託費								107,160		107,160
63	旅費交通費								97,763		97,763
64	通信運搬費								51,996		51,996
65	減価償却費								172,004		172,004
66	消耗品費								90,446		90,446
67	修繕費								59,563		59,563
68	印刷製本費								6,395		6,395
69	燃料費								1,243		1,243
70	光熱水料費								47,411		47,411
71	保険料								10,026		10,026
72	租税公課								146,989		146,989

(単位：円)

No.	科 目	公益目的事業会計			収益事業等会計			法人会計	内部取引 控 除	合 計
		公1 (税の啓発)	公2 (地域貢献)	共 通	小 計	取1	他1 (会員支援)			
73	リース料							143,936		143,936
74	事務所管理費							99,778		99,778
75	委託費							414,826		414,826
76	支払手数料							73,293		73,293
77	会議費							2,534,299		2,534,299
78	諸会費							458,050		458,050
79	渉外慶弔費							15,000		15,000
80	表彰費							88,869		88,869
81	雑費							11,053		11,053
82	経常費用計	25,041,772	11,912,976	0	36,954,748		9,945,725	6,683,297		53,583,770
83	当期経常増減額	△12,062,772	△ 4,612,976	15,608,069	△ 1,067,679		581,655	539,418		53,394
84	2. 経常外増減の部									
85	(1) 経常外収益									
86	固定資産売却益									
87	固定資産受贈益									
88	経常外収益計									
89	(2) 経常外費用									
90	固定資産売却却損									
91	固定資産除却却損									
92	災害損失									
93	経常外費用計									
94	当期経常外増減額									
95	他会計振替額									
96	当期一般正味財産増減額	△12,062,772	△ 4,612,976	15,608,069	△ 1,067,679		581,655	539,418		53,394

財務諸表に対する注記

1. 重要な会計方針

(1) 固定資産の減価償却の方法

定額法で減価償却を実施している。

(2) 引当金の計上基準

・退職給付引当金

事務局職員の退職給付に備えるため、当期末において発生していると認められる額を、期末自己都合要支給額に基づいて計上している。

(3) 消費税等の会計処理

消費税込額で表示している。

会費収入は不課税である。

2. 基本財産及び特定資産の明細、増減額及びその残高

基本財産及び特定資産の明細、増減額及びその残高は、次のとおりである。

(単位：円)

科 目	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
基本財産				
定期預金	5,000,000	0	0	5,000,000
小 計	5,000,000	0	0	5,000,000
特定資産				
退職給付引当資産	4,211,469	902,625	0	5,114,094
小 計	4,211,469	902,625	0	5,114,094
合 計	9,211,469	902,625	0	10,114,094

3. 基本財産及び特定資産の財源等と内訳

基本財産及び特定資産の財源等の内訳は、次のとおりである。

(単位：円)

科 目	当期末残高	(うち指定正味財産 からの充当額)	(うち一般正味財産 からの充当額)	(うち負債に 対応する額)
基本財産				
定期預金	5,000,000	-	(5,000,000)	-
小 計	5,000,000	-	(5,000,000)	-
特定資産				
退職給付引当資産	5,114,094	-	-	(5,114,094)
小 計	5,114,094	-	-	(5,114,094)
合 計	10,114,094	-	(5,000,000)	(5,114,094)

4. 引当金の明細

引当金の内訳は、次のとおりである。

(単位：円)

科 目	期首残高	当期増加額	当期減少額		期末残高
			目的使用	その他	
退職給付引当金	4,211,469	902,625	0	0	5,114,094

5. 固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、次のとおりである。

(単位：円)

科 目	取 得 価 額	減価償却累計額	当 期 末 残 高
建物	25,424,352	12,627,427	12,796,925
建物附属設備	800,250	178,676	621,574
土地	43,913,266	0	43,913,266
電話加入権	72,800	0	72,800
保証金	50,000	0	50,000
合 計	70,260,668	12,806,103	57,454,565

6. 補助金等の内訳並びに交付者、当期の増減額及び残高

補助金等の内訳並びに交付者、当期の増減額及び残高は、次のとおりである。

(単位：円)

補助金等の名称	交 付 者	前期末残高	当期増加高	当期減少高	当期末残高	貸借対照表上の記載区分
補助金						
受取県連補助金	一般社団法人 新潟県法人会連合会	0	1,150,000	1,150,000	0	一般正味財産
受取全法連補助金	公益財団法人 全国法人会総連合	0	200,000	200,000	0	〃
助成金						
受取全法連助成金	公益財団法人 全国法人会総連合	0	350,000	350,000	0	〃
受取全法連助成金	公益財団法人 全国法人会総連合	0	20,279,000	20,279,000	0	指定正味財産
合 計		0	21,979,000	21,979,000	0	

7. 指定正味財産から一般正味財産への振替額の内訳

指定正味財産から一般正味財産への振替額の内訳は、次のとおりである。

(単位：円)

内 容	金 額
経常収益への振替額	
事業費計上による振替額	20,279,000
合 計	20,279,000

財 産 目 録

令和 8 年 3 月 31 日 現在

(単位：円)

貸借対照表科目		場所・物量等	使用目的等	金額	
【流動資産】					
	現金	手元保管	運転資金として	79,285	
	預金	普通預金	運転資金として	36,361,252	
		第四北越銀行本店		31,324,738	
		第四北越銀行本店 会費用		4,312,212	
		第四北越銀行本店 預り金		303,560	
		大光銀行新潟支店		402,302	
		新潟信用金庫本店		18,440	
		定期預金		3,000,000	
		第四北越銀行本店		3,000,000	
	前払金	女性フォーラム大会参加費	21,000		
流動資産合計				39,461,537	
【固定資産】					
基本財産	定期預金	定期預金	公益目的保有財産であり、運用益を公益事業の財源として使用している	5,000,000	
		第四北越銀行本店		1,550,000	
		大光銀行新潟支店		1,500,000	
		新潟信用金庫本店		1,950,000	
特定資産	退職給付引当資産	普通預金	職員に対する退職金の支払いに備えたもの	5,114,094	
		第四北越銀行本店		5,114,094	
その他の固定資産	建物	303.8㎡	一部を公益目的保有財産としており、事業全般に使用している	12,796,925	
		新潟市中央区西堀通 3 番町 258 番地 24 にいがた法人会館			
	建物附属設備	3F 男子トイレ、正面入口 自動ドア装置			621,574
	土地	360.82㎡			43,913,266
		新潟市中央区西堀通 3 番町 258 番地 24			
	保証金	タクシー共通券事業(株)	タクシーチケットの保証金 事業全般に使用している	50,000	
	電話加入権	223-1242	事業全般に使用している	72,800	
固定資産合計				67,568,659	
資産合計				107,030,196	
【流動負債】					
	未払金		期末未払金	810,622	
	預り金		源泉税・県市民税、個人預り金	303,560	
流動負債合計				1,114,182	
【固定負債】					
	退職給付引当金		退職金の支払いに備えたもの	5,114,094	
固定負債合計				5,114,094	
負債合計				6,228,276	
正味財産				100,801,920	

監査報告書

公益社団法人 新潟法人会
会長 並木 富士雄 殿

私ども監事は、令和7年4月1日から令和8年3月31日までの事業年度の理事の職務の執行、計算書類及び事業報告並びにこれらの附属明細書を監査し、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第99条及び同法第124条に基づき、その方法及び結果について、下記のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

私どもは、理事会並びに各理事及び事務局と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、理事会その他重要な会議に出席し、理事及び事務局職員からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査いたしました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告の内容について検討いたしました。

さらに、会計帳簿及びこれに関する資料の調査並びに現金、預金通帳等の実地調査を行い、当該事業年度に係る計算書類について、その適正性について検討いたしました。

2. 監査意見

(1) 事業報告等の監査結果

ア. 事業報告は、法令及び定款に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。

イ. 理事の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実
は認められません。

(2) 計算書類等の監査結果

計算書類及びその附属明細書並びに財産目録は、法人の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に示しているものと認めます。

以上

令和8年4月21日

公益社団法人 新潟法人会

監事 梅川 正志 (印)

監事 桜井 昇 (印)

〔第2号議案〕 その他

***** 記念講演会 *****

講師 世代・トレンド評論家
立教大学大学院客員教授
インフィニティ代表取締役

うし くぼ めぐみ
牛 窪 恵 氏



テーマ 「地域の経済に役立つ！
現代消費者の価値観とココロとは？」

【略歴】

東京都出身。立教大学大学院博士課程前期修了（経営管理学）。日大芸術学部映画学科卒業後、大手出版社に入社。フリーライターを経て、2001年4月、マーケティングを中心に行うインフィニティを設立、同代表取締役。財務省財政制度等審議会専門委員、内閣府「経済財政諮問会議」政策コメンテーターその他政府委員を多数歴任。

日本経済新聞、日本雑誌広告などの広告賞選考委員を兼務。

著書を通して世に広めた「おひとりさま（マーケット）」（05年）、「草食系（男子）」（09年）は、新語・流行語大賞に最終ノミネート。